

(第一類 第五号)

第五十一回国会
大蔵委員会

議録第二十三号

(一九五)

昭和四十一年三月十八日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君

理事 堀 昌雄君

岩動 道行君

奥野 誠亮君

小山 省二君

田澤 吉郎君

地崎 宇三郎君

村山 達雄君

山本 勝市君

有馬 輝武君

只松 祐治君

日野 吉夫君

山田 長司君

横山 利秋君

竹本 孫一君

理事 原田 憲君

理事 山中 貞則君

理事 平林 剛君

理事 武藤 山治君

押谷 大泉

砂田 押谷

谷川 富三君

重民君

和穂君

繁芳君

松平君

渡辺 美智雄君

小林 忠夫君

進君

高敏君

耻目君

藤田 春日

委員外の出席者
(通商産業事務官)
(重工業局次長) 赤澤 璃一君
(通商産業事務官)
(第一局租税検査第一課長) 今村 昇君
会計検査院事務官
官員
専門員 抜井 光三君

係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一〇二号)

○三池委員長

これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。山田長司君。

○山田(長)委員 大蔵委員の諸君の御了解を得ま

して、実は関連で質問すべき予定でおりましたが、特にお許しを得て関連でなく、二、三の問題につきまして、お尋ねしたいと思います。

最近、経済界の不況に伴つて会社の経営について無理が多く、中には脱税であるとかあるいはタ

ニ配等、いろいろな犯罪が次から次に起つていい

ようです。最近山陽特殊鋼の問題とか、あるいは大阪土木、富士車輌のごときは告発事件まで起

こしております。これから私の手元に陳情としてきていた見ましても、水山の一角にすぎないと思うの

であります。悪質なものになると、かなり多額の

のぼるものがあるやうにうかがえるのであります。

そこで、最近私の手元に陳情としてきている問題、それから私の党の綱紀正委員会で問題になつてゐる問題等があるのであります。これらのこととははうつておけない実情にありますので、この機会に伺つておくわけであります。

それは近江絹糸の脱税の問題であります。背

任、横領等の問題でさらにこれを追及しますと、脱税の問題があるやうに見受けられるのであります。先般、大阪土木においては粉飾決算で大蔵省

は初めて告発されたようですが、「これらは、私に言わせると、小ものの事件としか考えられないのであります。最近近江絹糸は毎期六分の配

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

第五九号)

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

七二号)

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

当を続けております。実は八十二期から八十六期までの間に粉飾赤字累計残は六億六千五百万円であります。検察当局においてもこれを認めておるようであります。これらの点について、大蔵当局の調査はどんなふうにされておるものかといふことをまず最初に伺います。

○東京政府委員 お話のように、昭和三十七年ごろから――あのときに若干経済界がよくなりました。しかし、あの当時は、從来のやり方でございました。国际收支が悪くなつて、金融引き締めを行ないますと、かなり早い期間に景気が回復をするということから、会社といたしましては、いわゆる粉飾経理を行ないまして、利益がないにもかかわらず、後年度に利益が出てくれば、それによつた。しかしながら、その当時は、従来のやり方によつた。国际收支が悪くなつて、金融引き締めを行ないますと、かなり早い期間に景気が回復をするということから、会社といたしましては、いわゆる粉飾経理を行ないまして、利益がないにもかかわらず、後年度に利益が出てくれば、それによつた。しかし、あの当時は、従来のやり方によつた。国际收支が悪くなつて、金融引き締めを行ないますと、かなり早い期間に景気が回復をするということから、会社といたしましては、いわゆる粉飾経理を行ないまして、利益がないにもかかわらず、後年度に利益が出てくれば、それによつた。しかし、あの当時は、従来のやり方によつた。国际收支が悪くなつて、金融引き締めを行ないますと、かなり早い期間に景気が回復をする

ますと、国际收支が悪くなつて、金融引き締めを行ないますと、かなり早い期間に景気が回復をする

そういう金額が明確に出てきたのであります。しかし、その結論がいまだに出すおるわけです。そこで、次に大蔵省のほうに伺いたいと思ひますのは、同会社から報告されておるとこによると、利益金の中に土地の売却利益として三億八千百万円を計上されているが、これに対して納税関係はどうなつてあるか、それから国税庁において調査になつてあるかどうか、この点です。何でこんなことを私が聞くかというと、政治献金問題を調査しているうちに次々とこういう事実が発見されてきておるのであります。ですからこの問題を伺うわけですがれども、この点はどんなふうになつておりますか。

○山田(長)委員 この土地の売買については、すでに登記は完了しております。そこで、国税庁には当然登記所から登記が完了すると同時にその書類が回っていると思います。登記が終わっている以上、所有権は確実に移転されておるわけですから、大蔵省においては、利益の報告があつたはずであるから、この点、至急調

○泉政府委員 御承知のよう、登記所におきまして登記を行ないますと、その通知が税務署のほうに参ることになっております。したがいまして、その点は税務署のほうで報告を受けまして、近江絹糸は資本金の關係から国税局の調査部門担当の法人でござりますから、そちらのほうに税務署から連絡があることと思つております。したがつて、そういう点を調査いたしまして御報告いたします。

思ひます。
私の質問はこれで終わりますが、なぜ私は特に
この委員会の席をおかりしたかといいますと、細
君正委員会でいろいろ調べておきまして、不明確な点が出てまいりましたので、特にこ
れも関連いたしまして調査の対象にしなければならないので、資料の要求をしたわけでありますから、すみやかにこの書類の提出をお願いしたいと思ひます。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、私
どもその内容を現在のところ承知いたしておりませんので、大阪国税局にそういう点の照会をいたしました上で御報告いたしたいと存じますが、個々の法人のいろいろな内容につきましては、國家公務員として秘密を守らなければならぬという義務がございます。したがいまして、その調査の内容によりましては、委員会に御報告できないような場合もあるうかと思ひますので、その点はあらかじめ御承知おきいただきたいと思いますが、山田委員には御連絡申し上げます。

○山田(長)委員 わかりました。それでは私の質
問を終わりますが、次に、会計検査院当局にもな
だいまの問題につきましてはお取り調べ方をお願い
いたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいた
します。

○福田会計検査院説明員ただいま出席してま
りましたので、内容を国税庁のほうと打ち合わせ
まして調査いたします。

○三池委員長 藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は、主として所得税に関じて
質問をしたいと思うわけですが、もうすでに私が
らたに先輩議員が質問されたところであります
が、質疑を通してなかなか理解できがたい幾つか
の点がありますので、以下質問をしてみたいと思
うわけであります。

まず、事務的な質問になろうかと思ひますが、
所得税の課税最低限を設定する場合の標準世帯、

が、ことしも御要求に基づきまして提出したところでございます。課税最低限のきめ方も、たゞございました。これいろいろな根拠はございますが、ともかくもこんなようないつの参考資料として、検算のテストの一つの型として御提出申しあげておるのでござります。そういう意味で、そういう前提を一つ置いていただきましてお聞き取り願いたいと思います。

そこで、私どもが一つの仮定を置きました、いわゆるマーケット・バスケット方式による食料費を基準にして推計した生計費というものは、今回推定いたしましたのは五人世帯の食料費で二十七万八千五百六十一円でござります。これをエンゲル係数で逆算いたしまして五十八万六百九十八円という金額が出まして、これが消費支出金額になります。途中たくさんの世帯がございますが、独身者といふお話をございましたので独身者世帯、一人世帯でどうなるかと申しますと、食料費で六万七千百二十八円、これも壇委員から強く御指摘のありましたエンゲル係数——一つの私どもの想定に基づきまして計算いたしましてでき上がったエンゲル係数で逆算いたしますと、消費支出金額は二十万百四十三円というふうになつておるのでござります。

うものはどういうものであろうかというところに基準を置いて、この標準生計費というようなものについても算出をすべきである。その場合に私は、やはり所得税というものは、国民が人間らしい生活をするために必要な最低生活費に食い込んではならぬということが大前提でなければいけないと思うわけです。そういう前提に立って、いまの課税最低限をきめる場合の飲食費、標準生計費といふものをきめる場合に、これは單なる参考というような、まあ、言い方は悪いかもわかりませんが、軽い要素として考へるべきものか。それとも、いわば課税最低限をきめる場合の非常に大きなファクターとして考へるべきか、という点については、私は後者でなければならぬと思うわけですが、その点についての見解を聞かしてもらいたい。と同時に、エンゲル係数というものは何を表示するものであるのか。私どもがいままで知り得ておる範囲によりますと、エンゲル係数によって幾つかのランクがありますが、そのランク別の生活内容というのはどういものなのか。大蔵省の考へておる考え方というものをひとつ聞かせてもらいたいと思います。

○塙崎政府委員 藤田先生から二つ御質問がございましたが、まず第一の、課税最低限をきめるにあたって、標準生計費が一番大事な前提になるのではないか、これからスタートをしなければならないのではないか、こういう御質問でございます。それは非常に有力な御意見だと私は思います。しかし、この課税最低限のあり方、あるいはまたその金額につきましてはいろいろな意見もござります。私ども専門でございますので、各種の書物を見るわけでございますが、その書物を見ましても、国に対する費用というものも一つの生計費の大きな内容をなすものだ。それを前提としてまた課税最低限を考えるべきだ、というようなこともうかがわれるのでござります。各國の課税最低限を見ましても、私どもが見たところ、アメリカでもドイツでも、こういった生計費を比較してみますと、日本より少し、国によりましては相当低めと

なっておりますようなところが多いわけでござります。確かに、そいつた書物の中にはそいつた生計費のうちに入れるべきでない、という意見もあります。やはり所得税の一方、もう少し生計費との関連を入れるべきだ、ということもあります。しかし、私どもは、できる限り所得税が生計費と比べて、生計費の中に食い込まないほうが望ましい。しかし、これも個人所得税の税率が財政上どの程度の地位を占めるか、財政の需要も考へてきめる問題ではないか、かように考へております。ともかくも、私も何回も申し上げておりますように、課税のうちでやはり個人所得税が稅らしき税でございまして、これを通じて初めて國政の批判もできることや、私は思っています。そういう意味では、所得税というものをできる限り完ぺきなものにしたい。しかし、課税最低限はできる限り生計費に影響を与えない方向できめたほうがいい、かのように考へております。このあたりは非常に考へたいと思います。

○塙崎政府委員 第二の、エンゲル係数がいかなる意味を持ち、いかなる内容となつておるか、こういうお話をございます。エンゲル係数の意味は、もう藤田先生おわかりのとおりでござります。食料費が生計費のうちに占める割合でございますから、エンゲル係数に言わせれば、低額所得者になればなるほどエンゲル係数の割合は高くなる、こういった意味で、エンゲル係数は、しばしば生計費、さらにまた、生計費の内容について向上度を見る場合に使われている

○塙崎政府委員 確かに、藤田委員のおっしゃつたように、エンゲル係数について評価いたします。そこで、エンゲル係数につきまして私どもの試算がどういうふうになつておるかということは、昨日もお答え申し上げましたが、独身世帯は三三・

五四、五人世帯では四七・九七、こういった計算をとっております。このやり方は、去年御提出申し上げました資料でとりました方法に基づきました。最近の家計調査にあらわれましたエンゲル係数を参考にいたしたものでございます。しかしながら、私どもは、できる限り所得税が生計費と比べて、生計費の中に食い込まないほうが望ましい。しかし、これも個人所得税の税率が財政上どの程度の地位を占めるか、財政の需要も考へてきめる問題ではないか、かように考へております。ともかくも、私も何回も申し上げておりますように、課税のうちでやはり個人所得税が稅らしき税でございまして、これを通じて初めて國政の批判もできることや、私は思っています。そういう意味では、所得税というものをできる限り完ぺきなものにしたい。しかし、課税最低限はできる限り生計費に影響を与えない方向できめたほうがいい、かのように考へております。このあたりは非常に考へたいと思います。

○塙崎政府委員 第二の、エンゲル係数がいかなる意味を持ち、いかなる内容となつておるか、こういうお話をございます。エンゲル係数の意味は、もう藤田先生おわかりのとおりでござります。食料費が生計費のうちに占める割合でございますから、エンゲル係数は非常に高いところへ根拠を置いておる。逆にそういうことになつたのかもわかりませんけれども、数字の上に出てくるものは、やはりエンゲル係数は四七・九七%というようなものを置いておるわけあります。私は、こういふものをこの課税最低限の一つの根拠といいますか、私をしていわしめれば、先ほどから言つておるように、有力な根拠にしておることは非常に不當じゃないか。いわゆる国民の生活状態、特に標準世帯の生活状態というものを、そういうところに甘んじておつたよ

うものはないか、かように私どもは考へております。

○塙崎政府委員 私は、当初述べましたように、やはり課税最低限をきめる場合の有力な根拠として最底生活費というものを考へる場合に、その最底生活費とは何かといえば、やはり憲法の二十五

条に言ふ國民が人たるに値する生活ができる、さ

文化的にして健康な生活ができる、こういうもの
を、税をきめる場合の社会的な一つの基準として
設定をして、それを前提としたきめ方をしない
と、いまの説明にもありますように、標準の五人
世帯のエンゲル係数が四七・九七%、四人世帯の
場合でいくと四四・五%、これは憲法二十五条の
精神どころか、たいへん劣悪な生活状態だと思う
のです。それは、先ほども指摘したように、エン
ゲル係数四五%というものは、やつと健康を保てる
程度の生活、五〇%になるとやつと生存のできる
生活状態、そうすると、大蔵省が今度の課税最低限
をきめておる標準世帯のエンゲル係数は四七・九
七%ですから、やつと生存のできる生活と、やつ
と健康の保てる程度の中間ぐらいのところを一つ
の基準にしてこういう課税最低限をきめておると
いうことになり、これは私は、国の所得税をきめ
る一つの有力な基準としてははなはだ不当ではな
いか、これは少なくとも今日の社会通念といいま
すか、社会条件からいえば、もう少なくとも三五
%ぐらいな、慰安を持てる程度の、あるいはやや
余裕の持てる程度——これは大蔵大臣の財政方針
ではないですけれども、貯蓄のある家庭というも
のを築くのだということを方針にうたわれており
ますが、貯蓄のある家庭を築くということは、エ
ンゲル係数でいえば、少なくともやや余裕のある
家庭生活ができる状態でなかったら貯蓄はできま
せんね。ところが、大蔵省のこの課税最低限を設
定しておるエンゲル係数というものは、いま言つ
たように、やつと生存ができるか、やつと健康が保
てる程度のものであって、余裕なんか一切ない。
そういうものを所得税の基準にするということと
は、明らかに最低生活費の中に所得税というもの
が食い込んでおる。そういう所得税というもの
は、私は先進諸国の中にはないと思うのです。少
なくとも、日本がもう今日の経済力を持ち、そし
て、総理大臣の自由諸国家群の三つの柱ではない
けれども、そこまで日本の国際的な地位あるいは
經濟的な地位というものが総体的に高まってきて

おる段階で、このよなうな劣悪な極端にいふは人間としての生存を認められない、そういうようなら劣悪な条件というものを前提にして所得税の課税最低限をきめるということは、はなはだ不当ではないか。こういうものは、いま私が言つたように、エンドゲル係数でいえば、もつと三五%以下に引き上げるべきではないかと思うのですが、これは基本的な問題として聞かせてもらいたい。これは、なおあとで大臣が来られたら、この問題については、私は大臣の見解も聞きたい。

○塩崎政府委員 藤田委員のおっしゃるよう、確かに、エンドゲル係数を三五%程度にして課税最低限を検算すべきであるというお話、私も理想として十分うななづけるところでござります。生計費といふものは非常に幅のあるものでございまして、私どものこういった机上で計算いたしました統計数字がすべてに妥当するというふうにももちろん考えておりません。もちろん考えておりませんが、ただ、これは私は生計のやり方だらうと思ひますけれども、エンドゲル係数を求めた消費支出金額のモードに属する世帯の収入金額は七十一万円、平均消費支出金額は五十八万円といったような数字も出ております。これが絶対にいいというふうなものではございませんし、都市あるいは地方によつて生活の仕方あるいは物価、きわめて幅のあるものでございましょうから、こういつた平均的なものをおもに唯一の根拠にするつもりはございませんが、そういった数字もでき上がる。私は、生計費をできる限り高く考えて課税最低限を考えることを趣旨として十分今後も進めていかなければならぬと思いますけれども、現在の財政事情のもとにおきまして、一つの個人所得の地位を考えてみますと、こういったところが現在のところやむを得ない課税最低限ではないか、かように考えております。

○藤田(高)委員 先ほどから局長の答弁を聞いておりますと、理想としてはそなう方向を持っていかなければならぬだらう、こう言われるわけですが、私はそういう見解にははなはだ納得できません。

くて、私がいま論議の対象としているのは、現実せん、もとより現実的な政策論として、理想論ではない。この政治の中で現実的な政策論として私が言つてゐるようなものを最低の条件に置かれているのではないか、また、そういうものを基準にして、私の立場からいえば、逆に国の財政収入を考えていく、そうして、財政支出を考えていく、こういう基本にすべき問題がさか立ちをするような形の考え方と、いうものについては、私は非常に納得がいかない。しかも、この私の言つていることを、あたかも雲の上とは言いませんが、飛びついで飛びついてもいまだ届かぬような理想論であるような、そういうものの受けとめ方については、私は非常に理解ができない。少なくとも、やはり現実の政策論として、そのエンゲル係数でいえば、三五%くらいのところまでは持つていなければ、片一方では、この間の通常国会の財政方針では貯蓄の家庭をつくるのだ、こう言つておきながら、片一方で、やつと健康を保ち、やつと生存できる程度の生活しかできていない者からまで税金を取るなんということは、これは貯蓄も余裕もあつたものじゃない。そういう点で、いまの局長の御答弁と政府の大臣なり絵真理が言つてゐる方針との間には非常なギャップがあるのでないか。そういう点で、私はこの四七とか四五とかいうエンゲル係数を土台にしたこの課税最低限のきめ方といふものは少なくとももうやめて、もつと高い条件の中にこの課税最低限というものを今日段階できめるべきである。こういうふうに思うわけですが、その点についての見解を聞かしてもらいたい。

なんか片を考え方として、しかしまた課税最低限といふことができる限り生計費に食い込まないことも、これは大きな政策目標として考えなければならぬ、かように思います。まあ、両者をどういうふうに調和してまいりますか、今後の租税政策の方針と関連いたしまして、これはよほど慎重に検討してまいりたい、かように考えております。

○藤田(高)委員 国税府長官にお尋ねしますが、いま私が言つておるような基準で課税最低限というものがきめられておるということは、ある意味において、私は所得税というものは、なおかつ苛斂誅求的な、所得の非常に低い者から税を取り立ておる、こういうことが、總体論として私は言えると思うのですが、そういう基準で税をきめている状態で徵稅行政をやる場合に、国税府長官としては、こういう基準で設定したもので徵稅をすることは妥当と考えるかどうか、そのあたりひとつ見解を聞かしてもらいたいと思います。実際に徵稅をやられる現実論から見てですね。

○泉政府委員 御承知のように、国税府といたしましては、国会で成立いたしました税法を忠実に執行する立場にあるわけでございます。したがいまして、国会で制定されました法律に基づく課税最低限で税を執行していくということになるわけでありまして、お話のように、まあ、課税最低限が高目でありますれば税の執行の際榮であるといふことは確かでございます。しかし、税の執行上課税最低限が幾らでなければならぬといったふうにはなかなか出てまいりません。したがって、いまお話のような生計費の面、あるいは國の歳入の要請、こういったいろいろな要素を十分勘案して、適正な課税最低限がきめられることが望ましい、このように考えております。

○藤田(高)委員 局長も長官も、國の歳入面も考慮してといふなんですが、やはり税というものは持てる階層から取るというのがたてえだと思うのですね。そうすれば、これもあとで触れたいたいと思いますけれども、例の所得税減税と企業減税のいろいろな状態から見ても、私は、やはり企業減税

のときは、こういう資本家から取れる、また余裕のあるところから取ればいいと思うのですよ。そういう国の財政収入ということを大きなウエートとして考えるのであれば、こういう最低生活費を費かすようなところまで税の捕捉の足というものを伸ばさなくとも、まだだ取れる条件というものはたくさんそのほかにあるんじやないか、私はこういうふうに思うのですが、その点についての見解をひとつ聞かしてもらいたいのか、できるだけ効率的な答弁を頼るために、質問事項を若干まとめていたいと思います。

先ほどから答弁のありました標準世帯の場合のエンゲル係数ですが、これでいきますと、どうで

しょうか、去年の場合とことしの場合、これはそ

れぞれの世帯別構成によつてエンゲル係数とい

うものは上がつておるのじやないかと思うのです

が、その点はどういうことになつておりますよ

うか。

○塙崎政府委員 二つ御質問がございましたの

で、分けてお答え申し上げます。

まず第一は、こういった課税最低限が問題にな

るときには、低い課税最低限をきめて所得税を取らな

いで、別な面から取れないか、取れるではないか、

こういうお話をございます。確かに、税制はどう

あるべきか、租税はいかなる部面あるいは階層か

ら払わすべきかという基本的な問題だと思いま

す。

言い落としましたが、常に大蔵委員会で御批判になつておりますように、課税最低限以下の方々

にも、たとえば、たばこを吸う方あるいは酒を飲

まれる方には、たばこ消費税と申しますか、専売

益金の形で税を支払つておりますし、消費税の形で税を支払つておるのでござります。しかし、酒やたばこの消費税につきま

しては、別の角度の臨時的な意味もございましょ

う、あるいは衛生的な意味もございましょうから

納得されておりますが、こういった問題もござい

ますので、それと所得税とどちらがいいか、ひと

つ検討もさるべきだと思います。かりに所得が正確に申告され、また正確に把握いたし

ますれば、間接税よりも所得税のはうがすぐれて

おるではないかという御意見が非常に強いわけで

ございます。間接税についてもなかなか御批判があ

る、税収を上げるのにどこに持つていいらしい

か、むずかしい。しかば、そういった低額所得者

ではなくて、高額所得者のほうに持つていくべ

きじゃないか、こんな要請もあり、まさしくそ

ういった点を考慮いたしまして、私は、所得税の累

進税率の構造は七五%という、外国にも見られな

いほどの高い税率になつておると思うのでござい

ます。もちろん、住民税を考えての高いとい

う意味でございますけれども、こういった高い

累進税率ができるままで、所得税の現在の基本

的なたてまえは、外國に比べましても、比較的高

額所得者のほうから税を払つていただくようなシ

ステムになつておるのでござります。問題は、い

つも御指摘のように、租税特別措置法等によりま

して、資産所得について抜け穴があるではないか

という批判がもう一つございます。さらには、

執行面で、なかなかそうは言つても高額所得は捕

捉がむずかしいではないか、こんな御意見もあり

ます。ひとついろんな角度で私どもも検討し、

また、当委員会におきましても御批判、御検討、

それからまた、御示唆を賜わりたいと思ひます

が、これはひとつ時間をかけまして、いい方向

に持つてきたい、租税特別措置法につきまして

は、政策的な効果について常に批判をしながら進

めてまいりたい、かように考えております。しか

し、所得税以外の法人税率がどうかとか、いろんな

税目につきまして批判もござります。また、執行

面も、私は、多分に問題点があり、改善すべき点

があろうかと思ひます。完ぺきとは思ひませんが、

現在の税制は、そういういた意味で、私は、そんなに

理解してよろしいでしようか。

○塙崎政府委員 最初に申し上げましたように、

私どもあくまで課税最低限の適否の一つの参考資

料と考えておりますので、前年に比べましてゆ

代は進歩いたしましたので、どういたところから

租税を支払わすべきか、これは情勢に応じまして

私どもも日々検討してまいりたい、かようになります。

それから第二の、標準世帯のエンゲル係数は、

昨年に比べて上がつたのではないかとのお話をござります。まさしく上がっております。と申しますのは、私どもがマーケットバスケット方式によ

りますところの調査の基礎といたします家計調査の昨年度のエンゲル係数が上がつたことを反映いたしまして、そういう関係から、結局上がつて

いるということをございます。

○藤田(高)委員 前年対比においてエンゲル係数が上がつておるということは、こういうふうに理

解してよろしいですか。政府あるいは大蔵省の説

が上がつておるということは、こういうふうに理

解してよろしいですか。政府あるいは大蔵省の説

が上がつておるということは、こういうふうに理

解してよろしいですか。政府あるいは大蔵省の説

が上がつておるということは、それだけ生活実態というものは下

がったということになるんじやないかと思うんで

す。この関連をどういうふうに理解したらいいですか。

○塙崎政府委員 また繰り返すようあります

が、エンゲル係数が上がつたということは、確かに

生活費は食料費に相当さかなければならぬという

ことになります。つまりは、それが生活費の差額が、四千五百六十三円しかなかつた。ところ

が、四十年度の課税最低限といふものは引き上

げたから三万二千七百二十三円になつたんだ。だ

から、絶対額で見たら、その生活は、それだけ課

税最低限に関する限りは余裕ができるんだ、こう

いう見方といいますか、説明のしかたをされたよ

うに私は理解しておるのですが、そういうふうに

理解してよろしいでしようか。

○塙崎政府委員 最初に申し上げましたように、

私どもあくまで課税最低限の適否の一つの参考資

料と考えておりますので、前年に比べましてゆ

りができたからということを誇示するつ

もりは毛頭ございません。おっしゃるようにエン

ゲル係数は上がつております。しかし、こういつ

た計算上のゆとりの金額が出ましたのは、去年に

比べまして、ことしは課税最低限を初年度で計算

いたしますと、五十四万円から六十一万円と七万

円上げた結果、前年度の私どもの計算に比べます

ればゆとりができた、こういうことでございま

ります。間接税についてもなかなか御批判があ

る、税収を上げるのにどこに持つていいらしい

か、むずかしい。しかば、そういった低額所得者

者ではなくて、高額所得者のほうに持つていくべ

きじゃないか、こんな要請もあり、まさしくそ

ういった点を考慮いたしまして、私は、所得税の累

進税率が構造は七五%という、外国にも見られる

いほどの高い税率になつておると思うのでござい

ます。もちろん、住民税を考えての高いとい

う意味でございますけれども、こういった高い

累進税率ができるままで、所得税の現在の基本

的なたてまえは、外國に比べましても、比較的高

額所得者のほうから税を払つていただくようなシ

ステムになつておるのでござります。問題は、い

つも御指摘のように、租税特別措置法等によりま

して、資産所得について抜け穴があるではないか

という批判がもう一つございます。さらには、

執行面で、なかなかそうは言つても高額所得は捕

捉がむずかしいではないか、こんな御意見もあり

ます。ひとついろんな角度で私どもも検討し、

また、当委員会におきましても御批判、御検討、

それからまた、御示唆を賜わりたいと思ひます

が、これはひとつ時間をかけまして、いい方向

に持つてきたい、租税特別措置法につきまして

は、政策的な効果について常に批判をしながら進

めてまいりたい、かように考えております。しか

し、所得税以外の法人税率がどうかとか、いろんな

税目につきまして批判もござります。また、執行

面も、私は、多分に問題点があり、改善すべき点

があろうかと思ひます。完ぺきとは思ひませんが、

現在の税制は、そういういた意味で、私は、そんなに

理解してよろしいでしようか。

○塙崎政府委員 最初に申し上げましたように、

私どもあくまで課税最低限の適否の一つの参考資

料と考えておりますので、前年に比べましてゆ

りができたからと、いうようなことを誇示するつ

もりは毛頭ございません。おっしゃるようにエン

ゲル係数は上がつております。しかし、こういつ

た計算上のゆとりの金額が出ましたのは、去年に

比べまして、ことしは課税最低限を初年度で計算

いたしますと、五十四万円から六十一万円と七万

円上げた結果、前年度の私どもの計算に比べます

ればゆとりができた、こういうことでございま

ります。間接税についてもなかなか御批判があ

る、税収を上げるのにどこに持つていいらしい

か、むずかしい。しかば、そういった低額所得者

者ではなくて、高額所得者のほうに持つていくべ

きじゃないか、こんな要請もあり、まさしくそ

ういった点を考慮いたしまして、私は、所得税の累

進税率が構造は七五%という、外国にも見られる

いほどの高い税率になつておると思うのでござい

ます。もちろん、住民税を考えての高いとい

う意味でございますけれども、こういった高い

累進税率ができるままで、所得税の現在の基本

的なたてまえは、外國に比べましても、比較的高

額所得者のほうから税を払つていただくようなシ

ステムになつておるのでござります。問題は、い

つも御指摘のように、租税特別措置法等によりま

して、資産所得について抜け穴があるではないか

という批判がもう一つございます。さらには、

執行面で、なかなかそうは言つても高額所得は捕

捉がむずかしいではないか、こんな御意見もあり

ます。ひとついろんな角度で私どもも検討し、

また、当委員会におきましても御批判、御検討、

それからまた、御示唆を賜わりたいと思ひます

が、これはひとつ時間をかけまして、いい方向

に持つてきたい、租税特別措置法につきまして

は、政策的な効果について常に批判をしながら進

めてまいりたい、かように考えております。しか

し、所得税以外の法人税率がどうかとか、いろんな

税目につきまして批判もござります。また、執行

面も、私は、多分に問題点があり、改善すべき点

があろうかと思ひます。完ぺきとは思ひませんが、

現在の税制は、そういういた意味で、私は、そんなに

理解してよろしいでしようか。

どもは、そういういた意味よりも、課税最低限の引き上げが多くなったから計算上こういう数字が出てまいる、こういうふうに言いたいのでございま
す。

○藤田(高)委員 私は、ここに非常に大蔚省の算定の基礎の中に、意識的なからくりとは言わないので、結果論としておかしな要素が交錯しておれども、結果論としておかしな要素が交錯しておると思う。その点は何かといえば、実質的に額の面で去年八千五百円の差額が生じた、ところが、ことは三万一千円だというこの差額――このエンゲル係数が高くなつたにもかかわらず課税最低額と消費支出の差額がことしそういうふうにえたということは、食料費の算定の取り方が、ことし指摘したかとも思います、ことし五十八万六千九十八円という消費支出は、消費支出の中に占める食料費二十七万八千五百六十一円というのを去年の物価で計算をしておるからこういうふしきな現象が起きておると思うのです。ですから、その点は、やはりことしのものはことしの物価基準で算定をしていくということにならないと、あるものはことしの条件で計算をしていく、あるものは去年の条件で計算をするということになる、と、こういうおかしな結果といふものが数字の上に、あるいはエンゲル係数の上に出てくるのではなくいかと思うのですが、その点についてはどうですか。

○塙崎政府委員 いま藤田委員の御指摘の点も、この委員会におきまして一応御指摘のあつた点でござります。私は、たびたびそいつた計算のしかたのやむを得ない理由を御説明申し上げたつもりでございますが、もう一へん御説明申し上げますと、私どもは、やはり確実なる数字に基づきまして計算したほうが、こういった問題でございまして、いいのではないか、こういう前提に立ちまして、前年度の統計数字を基礎としておるのでござ

さいます。昨年度提出いたしました八千五百六十三円もやはり三十九年度の統計数字を基礎としたままして計算したのでござります。そういうた意味では一年おくれではございますが、首尾一貫して行なわれておるわけでございますが、そこに御批判がござります。そこで私どもは、本年の米価あるいはその他の野菜の値段ももうわかつておるのではないか、しかし、まだ二ヶ月をちょっと経過した今日でございますし、こういった食料費がどういうふうになつていくか、私どもはなかなか推測ができない、そういった意味で、前年度の数字によらざるを得ないのでござります。そこで私どもは、これは大臣がたびたび御説明申し上げておりますように、こうやって計算いたしました消費支出の額に、企画庁のつくりました消費者物価の上昇の見込みでございます五・五%というものを乗しまして、まだまだ余裕があるのではないか、こういったところで御納得をいただいておる費支出の額に、企画庁のつくりました消費者物価の上昇の見込みでございます五・五%というものを乗しまして、まだまだ余裕があるのではないか、こういったところでの御納得をいただいておるような面もあるのでございます。それじゃ食料費もこまかくやつていいたらどうかといふ御指摘もありますけれども、なかなか現在の段階で、四十四年年末までの食料費、これは私どもは調味料から副食までの献立に基づきますところの個々の食料の計算でござりますので、やはり確実を期したい、こういうつもりでやつておる結果でござります。

たかと思いますが、私は、こういふ献立が一日百円程度でできるというのであれば、一ぺんの献立ができるという人の説明をじかに聞かしてもらいたい。そして、これの課税最低限の基礎になつておることのが一番論議される対象といふのは、低所得者層といふますが、所得の低い勤労者層なんですが、大蔵省あたりの人がこの程度で二千五百カロリーの献立ができるというのであれば、一ぺんどうですか、消費者団体である主婦連とかあるいは労働組合、総評とか同盟とか中立関係のそういう組合に、これで二千五百カロリーのが摂取できて、しかも百八十六円何がしで献立ができるかどうかといふものの調査を一ぺんやつてみたらと思うのですが、そういうお考えがありますようか。私はぜひやってみるべきだと思うのです。そうしないと、お互のやりとりというもののが一方的なものになつて、国民の生活実態にかみ込まない、国民の生活実態と遊離したところで議論をすることになると思うので、やはり実態論として、国民の生活といふものは、大蔵省がそろばんをはじいておるようなことで実際に今日の物価情勢でやれるのかやれないのかというやつを一ぺん調べてみたらどうかと思うのですが、その点についてははどうでしようか。

○藤田(高委員) 私の提案したことについてはある意味においては実際の政治論として大事なことですから、一べん大臣にも聞いてみたいと思うのです。政務次官もおりますが、次官の見解も聞かしてもらいたいのですけれども、自信があるのであつたら、大蔵省の百八十六円何がしで、成年男子は二千五百カロリー、女房の場合は二千カロリー、こういうものが摂取できるというのであれば、これは私は草々と、そういう消費団体なりあるいは労働組合なり、この税金を納める側の人々にそういうアンケート方式か何らかの形で調査をするくらいなことは積極的にやるべきだ。私は、そういう点について意欲的でないということではなく、皆さんのはじかれた根拠というのに非常に不案内な条件が、意識的とは言いませんけれども、結果論として隠されておるから、私のいま提起したようなことについて非常に憚病になるのじゃないかと思うのですが、その点はどうかということ。それといま一つは、大蔵省が設定をしておる課税最低限の中に占める食費の割合からいようと、四五とか四七とかいうエンゲル係数が出てきておるのだけれども、総理府のことの二月二十五日でしたか、いわゆる労働者の家計調査の実態、これは私どもの聞くところによると、昭和二十六年以来調査をされて、これは全国的に非常に権威のある資料として、全国の労使関係、いわゆる俗にいわれておる春闘あたりの場合には、この総理府の統計資料というものは一つの有力な資料として使われておるわけですが、これで見ると、エンゲル係数においても下がつておるわけなんですよ。私は、やはりこの数字がいい悪いを越えて、現実の労働者の生活実態というものは、この総理府の統計局が発表したような方向に動いておる。

こう思うのです。

そこで、きょうは総理府の統計局の局長が来られておるようありますから私は伺いたいのです。が、大蔵省がいま言つておるような二千五百カロリーを摂取するのに一日百八十六円程度、これは五人家族で込みにすれば一日の食料費はもっと下がると思うのですけれども、その額はあとでなにしますが、いずれにしても、大蔵省がはじめておるような、そういう金額で実際に二千五百カロリーというものが摂取できるかどうか。これはあなたのところでお調べになつた統計の上にはどういうふうに出ておるでしょうか。

○野田政府委員 統計局で実施しております家計調査の問題でお尋ねがございましたが、家計調査は、御承知のように、全国の労働者の世帯について、百七十の市町村で約八千の対象につきまして、毎月毎月の品物ごとの家計簿をもとにして全消費支出金額をはじき出しまして、それに基づいて、全消費支出の中に占める食料費の割合といふふうな形でペーセンテージを出しておりますけれども、しかし、カロリーの計算とかあるいはそういうものは実際にはやつておりますので、その点は御説明を申し上げることができないわけでございます。

○藤田(高)委員 それでは、総理府のこの調査といふのは、単にそういう実態を集計するだけであって、積極的に二千五百カロリーを摂取するためにはどの程度の費用が必要かというようなことは、積極的というよりも、統計局として作業をされる場合、私が局長なり課長だつたら、二千五百カロリーを摂取するのだったらどの程度の金額が必要になるかということは、当然統計局の仕事をとしてやると思うのですが、そういうことはおやりにならないのですか。

○野田政府委員 統計局では、いまお話をあります。でもほうでは、いわゆる実態生計費といふものをお調べするというふうに限つておるわけで

ございます。

○藤田(高)委員 総理府自身は実態調査をやるだけであつて、いわば、私が言つておるような調査までやつてないということですが、私は、本來的には、そういう作業も業務も当然基本的にはやるべきだと思います。しかし、現実にやつてないということですから、これはしかたがないということにしますけれども、いずれにしても、総理府が調べた生活実態からいえば、五人世帯の生活といふものは、四十年度ではエンゲル係数が三六・三になつておることは、これは実態論として事実なんです。されば、先ほど局長が言われましたけれども、理想としては、エンゲル係数は三五になるか三〇になるか知りませんが、だんだんエンゲル係数が下がる方向に課税最低限の算定についても考えていかねばいかぬ。こういうことを言つておるわけですが、先ほどから言つておることしの計算をされた基準のとり方と、国民の生活の実態といふものは、かなり違うわけなんですね、いまエンゲル係数の上に出てきておる状態といふものは、そういう点からいって、私は、結果論であります。今度用いておる課税最低限に関連する四七とか四五とかいうものは、もうことしからこういうきめ方は不當だと思うわけですか。けれども、大蔵省自身として、かりにことしへいかぬにしても、たとえ来年はどういう目標、再来年は少なくともどこまでエンゲル係数が下がるかといふような課税最低限を設定していく、こういう一つの目標もあつてしかるべきだと私は思うのですが、そちらの点についての考え方はどうでござります。

○塩崎政府委員 最初に申し上げましたように、私どもも、財政事情さえ許せば、個人所得税の課税最低限は引き上げたいという気持ちを持っております。しかし、御承知のように、財政事情がこりました。そこまでとりますと、これは私ども

とのたいへんな開きもござります。この家計調査

のほうは、御存じのよう、非常に生活水準の高い方を入れてのエンゲル係数でございます。私はもは、課税最低限の一つの検証資料、参考資料としての生計費といたしますれば、これは平均的なものと申しますより、課税最低限の近傍にある方のエンゲル係数が採用さるべきではないか、こういった考え方を持っております。したがいまして、理想といたしまして、平均的なものということも、もちろん政策でございますので、掲げることは可能でございますけれども、現在におきましてのエンゲル係数ならば、やはり平均ではなくして、最低限近傍と考え方のエンゲル係数、そのためには一日二千五百カロリー、百八十六円八十七銭といった想定を置いて別途のエンゲル係数を抽出せざるを得ない、こういうようなことにならざるを得ない。というのがこの計算だと私は思うのでござります。将来の方向といたしまして、この大蔵委員の中にもお医者さんもおられますけれども、人間が生活するのにこれだけカロリーをとればいいのだということではなくて、この攝取量自身がもつと高まることが必要である。三千カロリーなりあるいは三千五百カロリーですね。ヨーロッパの場合、ちょっと私の調べた範囲では、これは経済企画庁の統計資料ですが、一九五七年から五九年の国民一人当たりの実質摂取カロリーが、アメリカの場合は三千百十カロリー、イギリスの場合は三千二百八十カロリー、西ドイツの場合は二千九百四十カロリー、そしてイタリアの場合は二千六百七十カロリー、日本の場合は一人当たり一千二百六十カロリーという統計が、これは経済企画庁の統計として出ておるわけなんです。私は、この二千五百カロリーというものにあまり絶対的な条件を置くのではなくて、文化的な健康的な生活ができるということになれば、この摂取カロリー自身がもつと量的にもふえてしかるべきじゃないか。そして、そのカロリーも、たん白のと動物的な生活ができる条件を基礎に最低限といふものがきめられておる。やはり人間らしい、しかも人間らしいということは、憲法でいわれておる健康にして文化的な最低条件が保障されるといふものを基準にしてきめていかないと、国の財政の根本条件をきめる場合に、国民の生活条件をそろいう低い次元に置いた条件の中から税のそれを

れの額を設定するということは、もののきめ方として非常に不适当があるのじゃないだろうか、こ

ういうふうに私は思うわけです。

そこで、理想ということを言われますけれども、も、エンゲル係数でいけば、ことしは結果論として標準世帯で四七%程度になつたけれども、来年は少なくとも五%ぐらい上げていく、再来年は三五%ぐらいを目標に課税最低限をきめる場合の条件にしていく、こういう努力目標というものがやはり必要じゃないかと思うのですが、そういう積極的な目標を設定されて今後課税最低限を引き上げていく用意があるかどうか。この点についてお聞かせ願いたいのと同時に、もう一つ、この三千五百カロリーといふものが、日本の場合に、この大蔵委員の中にもお医者さんもおられますけれども、人間が生活するのにこれだけカロリーをとればいいのだということではなくて、この攝取量自身がもつと高まることが必要である。三千カロリーなりあるいは三千五百カロリーですね。ヨーロッパの場合、ちょっと私の調べた範囲では、これは経済企画庁の統計資料ですが、一九五七年から五九年の国民一人当たりの実質摂取カロリーが、アメリカの場合は三千百十カロリー、イギリスの場合は三千二百八十カロリー、西ドイツの場合は二千九百四十カロリー、そしてイタリアの場合は二千六百七十カロリー、日本の場合は一人当たり一千二百六十カロリーという統計が、これは経済企画庁の統計として出ておるわけなんです。私は、この二千五百カロリーというものにあまり絶対的な条件を置くのではなくて、文化的な健康的な生活ができるということになれば、この摂取カロリー自身がもつと量的にもふえてしかるべきじゃないか。そして、そのカロリーも、たん白のと動物的な生活ができる条件を基礎に最低限といふものがきめられておる。やはり人間らしい、しかも人間らしいということは、憲法でいわれておる健康にして文化的な最低条件が保障されるといふものを基準にしてきめていかないと、国の財政の根本条件をきめる場合に、国民の生活条件をそろいう低い次元に置いた条件の中から税のそれを

ものにあまり拘泥すると、國民の生活水準といふものは、一つの所得税の課税最低限をきめる場合に、向上する条件といふものはなくなるようと思ふのですが、そのあたりについての見解はどうですか。

○塙崎政府委員 先ほど課税最低限の将来の目標という御質問に対しましてお答えを落としましたが、こういったマーケット・バスケット方式による標準生計費の理論と離ればんして、先般来私どもの大臣が申されておりましたように、八十万円といふことを一つの目標に長期減税構想を立てまいりたい、こういうことを言つております。その減収額等につきましては、先般私からお話し申し上げたところでございますが、私どもといたしまして、将来の理想といたしまして、所得税の減税として八十万円の課税最低限を目標に進みたい、かようになります。

その次はカロリーの問題でございます。これは昨日も國立栄養研究所の所長さんが申されましたように、一つの權威ある勧告に基づいたものでござります。しかし、最近の生活水準、あるいは将来の國民の体位を考えますと、種々の意見があります。しかし、五千六百カロリーくらいまでに上げるべきじゃないかという意見すらも私ども聞いております。私どもはカロリーの問題につきましては、この問題は、私はカロリー計算は別として、先ほど申し上げました八十万円といふ課税最低限の目標、ひとつこれとの関連でどうなりますか、結果といたしましては、上がったことになるかどうか今後の問題でございますが、考えられはしないか、かように考えております。しかし、何といたしましても、財政事情が問題でございまして、この八十万円の目標といふことが実現するには、よほど私は努力が必要かのように考えております。

○藤田(高)委員 私は、最後に、例の献立表ですね。これは決して、そのこと自身でけしからぬじやないかと言おうとは思ひませんけれども、私どもの常識では、百八十六円では、新聞あるいは

は大蔵省のほうから説明のありましたようなあるまでも、実は二二三こういった關係のあるところにも聞いてみましたが、今日の物価の条件でこれだけの献立を、たとえば、ある雇だつたら雇の献立として、一回六十円程度になりますね。六十円程度で、御飯とイカさしと、あるいはイモとイカの油煮というのですか、それとすまし汁ですね、それがと菜っぱの塩づけという、大体屋の飯以外に、何でも四品ぐらいつくわけです。こういうものをつけるとしたら、たとえば、イカさしだったら、イカさしが何グラムぐらいつくのか、切り身でいえば五ヶれぐらいつくのか、同じイカさしだしても一ヶれしかつかないのか、これは量にも、内容にもよると思うのです。これは私の調べたところでは、こういう条件だったら、極端にいえば、イカさしなんというのは、普通常識的にはさしみがつくのだということになれば、五ヶれぐらいは最小つくだろう、それがまあ一ヶれぐらいじゃないであります。こんな内容で常識的に考えられるような量はとうていてきぬ、こう言うのです。ですから、これは、やはり國民の生活に非常に關係が深い問題ですか。こんな内容で、私は國立栄養研究所でもいいと思うのですが、やはり研究所でありますから、私は國立栄養研究所でもいいと思うのですが、——こんなものはできぬといふ、そんな無理な献立をするような研究所なんというのは、これはまあ冗談ですけれども、やめてしまつたらどうだといふような意見もありますけれども、そういふことは出でても、——こんなものはできぬといふ、そんな無理な献立をするような研究所なんといふのは、こういふことでなくて、國立研究所がこれだけのものを出すのであれば、たとえば何グラムぐらいのものが献立できるのだという責任のあるものをやる

す。少なくとも大蔵省が所得税の一つの基礎条件としているわけですから、その問題は非常に深い結びつきがあると思うのです。そして、國の税収の大宗をなす所得税の課税最低限をきめる場合のやはり有力な条件になっておるわけですから、そういうものは、政府の出す、少なくとも大蔵省が所得税の一つの基礎条件に対する資料を発表する場合には、國民の立場から見れば、なるほどやり方次第ではこの程度の献立が百八十六円でもできるのかと、そういうものを出さないと、こんなものを見て、何だ、こんなもので何か架空な、國民の生活の実態にはそぐわないようなもので百八十六円論争なんというものをやります。しかし、何といたしましても、財政事情が問題でございまして、この八十万円の目標といふことが実現するには、よほど私は努力が必要かのように考えております。

○藤田(高)委員 私は、最後に、例の献立表ですね。これは決して、そのこと自身でけしからぬじやないかと言おうとは思ひませんけれども、私どもの常識では、百八十六円では、新聞あるいは五ヶれぐらい、グラムにして何グラムぐらいつきま

すといふやつを——新聞あたりにも献立の内容が春夏秋冬に分けて、朝昼晩のが出ておりますね。あくまでもできぬと思うわけです。私もきょう質問するまでも、実は二二三こういった關係のあるところにも聞いてみましたが、今日の物価の条件でこれだけの献立を、たとえば、ある雇だつたら雇の献立として、一回六十円程度になりますね。六十円程度で、御飯とイカさしと、あるいはイモとイカの油煮というのですか、それとすまし汁ですね、それがと菜っぱの塩づけという、大体屋の飯以外に、何でも四品ぐらいつくわけです。こういうものをつけるとしたら、たとえば、イカさしだったら、イカさしが何グラムぐらいつくのか、切り身でいえば五ヶれぐらいつくのか、同じイカさしだしても一ヶれしかつかないのか、これは量にも、内容にもよると思うのです。これは私の調べたところでは、こういう条件だつたら、極端にいえば、イカさしなんというのは、普通常識的にはさしみがつくのだということになれば、五ヶれぐらいは最小つくだろう、それがまあ一ヶれぐらいじゃないであります。こんな内容で、私は國立栄養研究所でもいいと思うのですが、やはり研究所でありますから、私は國立栄養研究所でもいいと思うのですが、——こんなものはできぬといふ、そんな無理な献立をするような研究所なんといふのは、こういふことでなくて、國立研究所がこれだけのものを出すのであれば、たとえば何グラムぐらいのものが献立できるのだという責任のあるものをやる

す。少なくとも大蔵省が所得税の一つの基礎条件としているわけですから、その問題は非常に深い結びつきがあると思うのです。そして、國の税収の大宗をなす所得税の課税最低限をきめる場合のやはり有力な条件になっておるわけですから、そういうものは、政府の出す、少なくとも大蔵省が所得税の一つの基礎条件に対する資料を発表する場合には、國民の立場から見れば、なるほどやり方次第ではこの程度の献立が百八十六円でもできるのかと、そういうものを出さないと、こんなものを見て、何だ、こんなもので何か架空な、國民の生活の実態にはそぐわないようなもので百八十六円論争なんというものをやります。しかし、何といたしましても、財政事情が問題でございまして、この八十万円の目標といふことが実現するには、よほど私は努力が必要かのように考えております。

○藤田(高)委員 私は、最後に、例の献立表ですね。これは決して、そのこと自身でけしからぬじやないかと言おうとは思ひませんけれども、私どもの常識では、百八十六円では、新聞あるいは五ヶれぐらい、グラムにして何グラムぐらいつきま

すといふやつを——新聞あたりにも献立の内容が春夏秋冬に分けて、朝昼晩のが出ておりますね。あくまでもできぬと思うわけです。私もきょう質問するまでも、実は二二三こういった關係のあるところにも聞いてみましたが、今日の物価の条件でこれだけの献立を、たとえば、ある雇だつたら雇の献立として、一回六十円程度になりますね。六十円程度で、御飯とイカさしと、あるいはイモとイカの油煮というのですか、それとすまし汁ですね、それがと菜っぱの塩づけという、大体屋の飯以外に、何でも四品ぐらいつくわけです。こういうものをつけるとしたら、たとえば、イカさしだったら、イカさしが何グラムぐらいつくのか、切り身でいえば五ヶれぐらいつくのか、同じイカさしだしても一ヶれしかつかないのか、これは量にも、内容にもよると思うのです。これは私の調べたところでは、こういう条件だつたら、極端にいえば、イカさしなんというのは、普通常識的にはさしみがつくのだということになれば、五ヶれぐらいは最小つくだろう、それがまあ一ヶれぐらいじゃないであります。こんな内容で、私は國立栄養研究所でもいいと思うのですが、やはり研究所でありますから、私は國立栄養研究所でもいいと思うのですが、——こんなものはできぬといふ、そんな無理な献立をするような研究所なんといふのは、こういふことでなくて、國立研究所がこれだけのものを出すのであれば、たとえば何グラムぐらいのものが献立できるのだという責任のあるものをやる

す。少なくとも大蔵省が所得税の一つの基礎条件としているわけですから、その問題は非常に深い結びつきがあると思うのです。そして、國の税収の大宗をなす所得税の課税最低限をきめる場合のやはり有力な条件になっておるわけですから、そういうものは、政府の出す、少なくとも大蔵省が所得税の一つの基礎条件に対する資料を発表する場合には、國民の立場から見れば、なるほどやり方次第ではこの程度の献立が百八十六円でもできるのかと、そういうものを出さないと、こんなものを見て、何だ、こんなもので何か架空な、國民の生活の実態にはそぐわないようなもので百八十六円論争なんというものをやります。しかし、何といたしましても、財政事情が問題でございまして、この八十万円の目標といふことが実現するには、よほど私は努力が必要かのように考えております。

○藤田(高)委員 私は、最後に、例の献立表ですね。これは決して、そのこと自身でけしからぬじやないかと言おうとは思ひませんけれども、私どもの常識では、百八十六円では、新聞あるいは五ヶれぐらい、グラムにして何グラムぐらいつきま

○藤田(高)委員 このエンゲル係数と課税最低限の問題については、この程度で終わりますが、決してことばりをとらえるわけではないですけれども、お互に生活には弾力性があるという政務次官の意味することはわかりますけれども、やはり人間として生活する場合に、「二千五百カロリー」のカロリーを少なくとも摂取するという点については——そのカロリーを摂取するものは肉からとるか、卵からとるか、米からとるかわかりませんけれども、少なくとも、その程度のものはなければ人間としての生活もできないし、いわゆる「軽労働」といいますか、「中労働」というか、「重労働」というふうに分ければ、「軽労働」をやって、そうして労働の拡大再生産を求めていくためには、少なくとも最低二千五百カロリー——といふのは必要なんだと思いますが、中労働だけはかちっと最低の条件として押さえなければいかぬと私は思う。それはさつきヨーロッパの例をとりましたけれども、アメリカなんかもう三千何ぼというふうにカロリーをとつておるわけですから、その点だけは——それは弾力性といふのは、二千五百カロリーを割つてもいいのだという意味を言われたのではないと思いますが、その点は、ひとつそこへ最低の基準を置いて課税最低限を引き上げるように今後御努力を願いたいと思います。

立場から常に思うことは、本俸なり期末一時金は所得税の対象になることはやむを得ぬだろう、しかし、時間外労働、民間会社でいう残業ですね、残業した分に所得税がかかるというのはふに落ちぬ。なるほど、それも働いて得た収入だから税金をかけるのはあたりまえじゃないかという、非常に大ざっぱな理屈からいえばそうですけれどもやはり労働者は、今日の労働法の観念からいっても、拘束された基準内労働で、基準内賃金で生活をかけるわけです。そして、今日の近代社会における労働法の基本概念にもなつておるのは、やはり拘束時間内、基準内労働時間で働くもので生活ができる給料もほしいし、また、それで生活をして、余った時間は、やはり教養の時間なり娛樂なり体育なり、いわゆる総合的な、人間の生活らしい生活が時間的にもできる方向でやっていくというのが、いまの近代的労働者の求めていくべき当然の方向だと思う。また、そういう基本的な概念というものは、今日の労働立法の中に、労働法にしてもあるいは労働基準法にしても盛られておると思うのです。そういう概念、基本的な考え方からいふと、時間外労働というものは、実際労働者の立場からいけば、あまりやりたくないわけですね。給料が、本俸だけでもしが食えれば、そんなに残業までしてやりたくない。そうしますと、残業といふものは、やはり資本の側の、会社の事情で、きょうは残業をやってくれぬか、こうなるわけです。給料が、本俸だけでもしが食えれば、そんなに残業までしてやりたくない。そうしますと、時間割り増し賃金もついてくるわけです。そういうふうに、自分のからだ、健康を害するとはいませんが、俗なことばでいえば、自分のからだをすり減らして、そうして資本のために、会社のため働く、これはいまの資本主義經濟の理屈でいえ、国経済の發展のためにそういう形でより多く貢献をしていく、そうして得た収入には税金がかかる。これも非常に素朴な言い方ですが、残業してもうければもうけるほど、所得税のかかる率は上がってくる。これは非常に不合理じゃないか。少なくとも、その残業、超過労働手当、それで

得た給与くらいは、せめて労働者自身の健康をより守るために、超過労働によって労働者のからだを傷つけることのないような栄養の補給なり、そういうものに充てていくべきであって、税の対象にまですべきじゃない、こう思うわけですが、これほんなものでしょ。

○塩崎政府委員 ただいまの藤田委員の御指摘の問題は、課税所得はいかにあるべきか、またあるいは、課税所得はいかに評価されるべきかというむずかしい基本的な問題の一つだと思います。普通、給与は一つの生計に充てらるべきであり、労働者のためであると申しますか、そのためであるが、超過勤務、オーバータイムの賃金は雇い主のためである。さらにまた、疲労と申しますか、不快感もある。したがつて、これは課税所得から排除されるべきではないか、こんなような御質問に承つたのでございます。なかなかむずかしい問題でございますが、やはり、所得というものは個人に帰属する財産の増加と申しますか、一つの収入の帰属、これをつかまえ、それに対しまして、必要な費用を控除したものが所得と考えざるを得ないと思うのでございます。費用にもいろいろな意味がございましょうが、現在の社会では金銭的な支出というものが中心でございますので、不快感とか精神的な苦痛は、いまの段階では費用という概念にははいれない、ただ、税率力の差異において、差異があるかどうか、しんしゃくすべき要素にはなろうかと思うのでございます。そういう意味で、現在では個人に帰属する収入は、すべてこれを益金と申しますか、総所得に入れ、必要な費用を控除したものを所得とせざるを得ないというのが、課税所得のたてまえだと思うのでございます。しかし、藤田委員のおっしゃつたように、給与所得者といえども費用という面があろうかと思います。そんなよな点を加味して給与所得控除ができ上がつておる。したがいまして、十八万円という限度がいいかどうか、このあ

たり、ひとつ費用の問題として——やはり税制でござりますので、あまり個別的に、自分はバターをよけい食ったというようなことを一々計算することもできないのが税制であり、税務執行だろうと思うでございます。そんなような意味で、私は、オーバータイムといえども個人に帰属する所得といたしまして課税所得に入れるべきだ、かよううに考えております。さらには、そういうふうなことをいいますと、中小企業にも六時過ぎて働くお部屋もございますが、そういった中小企業の所得にもオーバータイムがあるというような感じがいたします。しかし、給与所得は、何と申しましても、確かに藤田先生のおっしゃつた要素——源泉徴収、さらにまたオーバータイム等につきましてのよけいな費用、さらには利子支払いと申しますか、利子だけ損をしておるというような先般の只松委員の御指摘の要素もございまして、給与所得控除ができておりますが、これらを一つ基礎といたしまして、はたして扣税力に合つた課税所得になつていいかどうか、これは常に検討してまいりたい、かように考えております。

○%適用が七十万円から八十万円というふうに上がっておりますが、労働者の主として所得の低い層からいと、最高額十五万円が十八万円といふこの最高額は、かりにそのまま十八万円にするに一〇%適用分を上げていくといふやうな配慮があつて、いま言つた時間外労働の分に対する課税を何らかの形ではずしていくといふ、軽減をしていくといふ、そういう要素を私は入れるべきだと思うのです。そういう点について、もう一度見解を聞かせてもらいたい。

○塙崎政府委員 おつしやるよう、超過勤務に基づきますところの所得、これを相殺する意味において給与所得控除によつて処理をしていくといふお考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といたしまして、給与所得者の納税者数、さらにもまた、所得税をおきますところの納付税額等から見ましてそういう要請が強いようございますので、給与所得控除の引き上げの問題といつしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやったような御議論のように、生計費の要素も加味すべきであります。それで、給与所得控除の引き上げの問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かように考えております。

○藤田(高)委員 それでは次に、これもすでに委員会で質問点としては出たところであります、所得税法上における配偶者、妻の存在といいます。それはそれで、夫の立場と妻の立場といふふうに認めていくべきか。これは、今日までの税制調査会の答申案とか、あるいは今日までのもの考え方というよりも、これから先どう考えていくべきかといふことにについて、見解を聞かせてもらいたいと思います。

○塙崎政府委員 もうこの点も藤田先生十分御存じでございますので、あまり過去の沿革等について言ふ必要もございませんし、今後という御質問でございましたので、今後の方向としてお答え申し上げたいと思います。

私は、過去からの所得税の改正の状況、さらには、婦人少年問題審議会等の御意見等も拝聴いたしまして、所得税法上も、配偶者と申しますか、妻の座を高めていく方向に持つていただきたい、持つていくのが所得税のあり方といたしましていいのか、こういうふうに思います。ただ、三十六年度に基礎控除と同額でございました配偶者が、現在一万円の差がございます。そのことについては問わないというお話をございますが、この点は、もう御存じのよう、税制調査会におきましてもだいぶ論議いたしましたのでございますが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、現在のところでは容易に——所得税をこれだけ減税してもいいというような財政上の非常なゆとりができますれば考え方も楽になると思うのですが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、お考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といつしまして、給与所得者の納税者数、さらにもまた、所得税をおきますところの納付税額等から見ましてそういう要請が強いようございますので、給与所得控除の引き上げの問題といつしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやったような御議論のように、生計費の要素も加味すべきであります。それで、給与所得控除の引き上げの問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かのように考えております。

○塙崎政府委員 おつしやるよう、超過勤務に基づきますところの所得、これを相殺する意味において給与所得控除によつて処理をしていくといふお考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かのように考えております。

私は、過去からの所得税の改正の状況、さらには、婦人少年問題審議会等の御意見等も拝聴いたしまして、所得税法上も、配偶者と申しますか、妻の座を高めていく方向に持つていただきたい、持つていくのが所得税のあり方といたしましていいのか、こういうふうに思います。ただ、三十六年度に基礎控除と同額でございました配偶者が、現在一万円の差がございます。そのことについては問わないというお話をございますが、この点は、もう御存じのよう、税制調査会におきましてもだいぶ論議いたしましたのでございますが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、現在のところでは容易に——所得税をこれだけ減税してもいいというような財政上の非常なゆとりができますれば考え方も楽になると思うのですが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、お考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といつしまして、給与所得者の納税者数、さらにもまた、所得税をおきますところの納付税額等から見ましてそういう要請が強いようございますので、給与所得控除の引き上げの問題といつしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやったような御議論のように、生計費の要素も加味すべきであります。それで、給与所得控除の引き上げの問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かのように考えております。

○藤田(高)委員 大綱的な税法上における妻の存在については聞いておりませんが、聞くところによりますと、配偶者と申しますか、妻の座を所得税法上では控除だけで考えようとすること自体十分ではない、かのように思つております。

○塙崎政府委員 大綱的な税法上における妻の存在については聞いておりませんが、聞くところによりますと、配偶者と申しますか、妻の座を所得税法上では控除だけで考えようとすること自体十分ではない、かのように思つております。

私は、過去からの所得税の改正の状況、さらには、婦人少年問題審議会等の御意見等も拝聴いたしまして、所得税法上も、配偶者と申しますか、妻の座を高めていく方向に持つていただきたい、持つていくのが所得税のあり方といたしましていいのか、こういうふうに思います。ただ、三十六年度に基礎控除と同額でございました配偶者が、現在一万円の差がございます。そのことについては問わないというお話をございますが、この点は、もう御存じのよう、税制調査会におきましてもだいぶ論議いたしましたのでございますが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、現在のところでは容易に——所得税をこれだけ減税してもいいというような財政上の非常なゆとりができますれば考え方も楽になると思うのですが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、お考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といつしまして、給与所得者の納税者数、さらにもまた、所得税をおきますところの納付税額等から見ましてそういう要請が強いようございますので、給与所得控除の引き上げの問題といつしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやったような御議論のように、生計費の要素も加味すべきであります。それで、給与所得控除の引き上げの問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かのように思つております。

○藤田(高)委員 大綱的な税法上における妻の存在については聞いておりませんが、聞くところによりますと、配偶者と申しますか、妻の座を所得税法上では控除だけで考えようとすること自体十分ではない、かのように思つております。

私は、過去からの所得税の改正の状況、さらには、婦人少年問題審議会等の御意見等も拝聴いたしまして、所得税法上も、配偶者と申しますか、妻の座を高めていく方向に持つていただきたい、持つていくのが所得税のあり方といたしましていいのか、こういうふうに思います。ただ、三十六年度に基礎控除と同額でございました配偶者が、現在一万円の差がございます。そのことについては問わないというお話をございますが、この点は、もう御存じのよう、税制調査会におきましてもだいぶ論議いたしましたのでございますが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、現在のところでは容易に——所得税をこれだけ減税してもいいというような財政上の非常なゆとりができますれば考え方も楽になると思うのですが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、お考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といつしまして、給与所得者の納税者数、さらにもまた、所得税をおきますところの納付税額等から見ましてそういう要請が強いようございますので、給与所得控除の引き上げの問題といつしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやったような御議論のように、生計費の要素も加味すべきであります。それで、給与所得控除の引き上げの問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かのように思つております。

私は、過去からの所得税の改正の状況、さらには、婦人少年問題審議会等の御意見等も拝聴いたしまして、所得税法上も、配偶者と申しますか、妻の座を高めていく方向に持つていただきたい、持つていくのが所得税のあり方といたしましていいのか、こういうふうに思います。ただ、三十六年度に基礎控除と同額でございました配偶者が、現在一万円の差がございます。そのことについては問わないというお話をございますが、この点は、もう御存じのよう、税制調査会におきましてもだいぶ論議いたしましたのでございますが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、現在のところでは容易に——所得税をこれだけ減税してもいいというような財政上の非常なゆとりができますれば考え方も楽になると思うのですが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、お考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といつしまして、給与所得者の納税者数、さらにもまた、所得税をおきますところの納付税額等から見ましてそういう要請が強いようございますので、給与所得控除の引き上げの問題といつしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやったような御議論のように、生計費の要素も加味すべきであります。それで、給与所得控除の引き上げの問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かのように思つております。

私は、過去からの所得税の改正の状況、さらには、婦人少年問題審議会等の御意見等も拝聴いたしまして、所得税法上も、配偶者と申しますか、妻の座を高めていく方向に持つていただきたい、持つていくのが所得税のあり方といたしましていいのか、こういうふうに思います。ただ、三十六年度に基礎控除と同額でございました配偶者が、現在一万円の差がございます。そのことについては問わないというお話をございますが、この点は、もう御存じのよう、税制調査会におきましてもだいぶ論議いたしましたのでございますが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、現在のところでは容易に——所得税をこれだけ減税してもいいというような財政上の非常なゆとりができますれば考え方も楽になると思うのですが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、お考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といつしまして、給与所得者の納税者数、さらにもまた、所得税をおきますところの納付税額等から見ましてそういう要請が強いようございますので、給与所得控除の引き上げの問題といつしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやったような御議論のように、生計費の要素も加味すべきであります。それで、給与所得控除の引き上げの問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かのように思つております。

私は、過去からの所得税の改正の状況、さらには、婦人少年問題審議会等の御意見等も拝聴いたしまして、所得税法上も、配偶者と申しますか、妻の座を高めていく方向に持つていただきたい、持つていくのが所得税のあり方といたしましていいのか、こういうふうに思います。ただ、三十六年度に基礎控除と同額でございました配偶者が、現在一万円の差がございます。そのことについては問わないというお話をございますが、この点は、もう御存じのよう、税制調査会におきましてもだいぶ論議いたしましたのでございますが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、現在のところでは容易に——所得税をこれだけ減税してもいいというような財政上の非常なゆとりができますれば考え方も楽になると思うのですが、現在の課税最低限はやはり人との控除があり、お考えは、私も賛成でございます。そんなような意味で今回軽減を行なつたのでございますが、今後の問題といつしまして、給与所得者の納税者数、さらにもまた、所得税をおきますところの納付税額等から見ましてそういう要請が強いようございますので、給与所得控除の引き上げの問題といつしまして考えていきたい、八十万円の課税最低限の目標の際には、いまおつしやったような御議論のように、生計費の要素も加味すべきであります。それで、給与所得控除の引き上げの問題といつた問題の解決の一つに役立たない、かのように思つております。

の所得という社会的な通念、これと関連いたしまして、すこころの民法の態度、これらが影響いたしておられますし、簡単に所得税におきまして妻の座を高めるというような仕組みはとられていなかつたのでございますが、昭和三十六年に、先ほどおつしやいましたように種々の議論がございまして、いままで配偶者扶養親族扱いにしておるのは、これはひどいじゃないかということで、配偶者控除を創設いたしまして、そのときには基礎控除と同額にしたのでござります。そのときにも、私も、當時税制一課長をしておりまして、ついぶん御検討を願つたのでございますが、アメリカ式の夫婦均分課税をどういうふうに評価されるべきか、夫が職場において得るところの所得は、妻の貢献度があり、したがつてこれを半分ずつにいたしまして、税率を適用いたしまして、「倍する」という、例の均分課税の方式も検討したのでござますが、そのときの議論では、私の記憶では、それは累進度が落ちて、それによつて税負担の軽減にならぬのはわざか四分の一である、累進度と全く関係のない納税者つまり、所得を半分にしても累進度が下がらない四分の三の納税者についてはあまり意味がないし、のこと自体、思想としてわかるけれども、税制も複雑になるというお話で、将来的の検討にゆだねられて今日に至つておるのでござります。所得税は、その後基礎控除と配偶者控除の金額に一万円の差が——財政上の事由もございましたけれども、やはり藤田先生の御指摘になりましたは、独身者との関係で、先ほど来申し上げておりますように、独身者の控除、独身者の控除と申しますと、基礎控除が中心になりますが、これが高められるべきだという要請が強いたために、現在のところ一万円の差がつき、今回相続税においてこのようになに妻の座を高めたのに、むしろ所得税のほうが進んでいいじゃないじゃないかというお話をなろうかと思いますが、何といつても、所得税のほうは、いま申し上げました独身者の基礎控除との関連、それと毎年毎年課税を受けております所

得税と違いまして、相続税におきましては、やはりこれは何年に一回かの改正でございまして、さうにまた、社会的な最近の風習が、夫婦は一体でございますが、どうしても子供との世帯分離の傾向があり、未亡人になりますとも、子供のめんどくさうを期待することもむずかしくなった、さらにまた、子供のやつかいになるのもいやだという風潮が強くなってきたのでございまして、さらによつた、夫といたしましても、所得と違いまして、夫婦が共同してでき上がりました財産とも言える点は、私は所得以上に強いのではないかと思ひます。所得は、まさしく通念的には、これも考え方でございますが、共同で得たという認識のほうがまた強いのですけれども、得た所得を一べん家計に入れましてつくりました財産は、現在の民法の判例では、夫のものだというより——不分明などときは共有でございますが、明白な場合は稼得者の財産であるというようにも言われておるようござりますが、しかし、財産のほうがより夫婦の共同でつくった財産という意識が強いかと思います。しかし、民法あるいは判例はそこまで進んでおりませんが、税は、何といっても、裁判規範と言われます民法と違つて、民法が進まなくとも、もう少し税法で社会的な進歩の方向を考慮したらいいし、しかも、相続税は何年間に一回の改正でございますので、私はこの際ひとつ思い切つて取り上げたらどうか、こんなような趣旨で行なつたのでございまして、別に所得税をおくらして相続税だけ進めたという意識ではございません。所得税につきましても、先ほど来申し上げておりますように、できる限り、控除の問題ではなくて、税率の問題もあわせまして、さらにまた、課税所得の方と関連いたしまして検討をさせていただきました。かようになります。

よ。これは額として見ますと大幅なんですけれども、そのケースというものが非常に少い。ですかね、現実の妻の立場というものは、年中通して税制の中に從来以上に非常に高く評価されたとは、これは考えられないと思うのです。

そこで、せっかく大臣もお見えになりましたのでお尋ねしますが、私はやはり妻の座というものを税法の中にもっと積極的に認めていくべきじゃないかと思う。そうすると、今日の税体系の中では配偶者控除というものをより積極的に額をふやしていくか、もしくはその額があまり大きくなつていけば、むしろそれよりもアメリカなり西ドイツあたりが採用している二分二乗方式をとったほうがかえってすつきりするんじゃないのか、こういうことになると思うのです。そこで、税制調査会あたりの三十五年ですか、おととの答申案を見ますと、いずれも二分二乗方式でやると高額所得に対する税率緩和になるというようなことを中心に、その他一、二、三の条件をもつて二分二乗方式は適切でないというような答申案を出しておるようですが、私は、今日の労働者、主としてけさ方來言つておる所得の低い労働者のことを中心に考えていった場合に、配偶者の立場というものを所得税の中でより積極的に認めていくべきであると思う。この主張を生かす限りにおいては、二分二乗方式というものを採用すべきじゃないか。そして、高額所得に対する税率緩和というようなことになる面については、これはカーブの引き方じゃないけれども、どういうふうにでもなると思うのですよ。ですから、これは限界点のクロスするところをどこでつくるかという技術的な問題だけであつて、妻の立場というものをより積極的に認めていくためには、二分二乗方式をとるべきじゃないかと思うのですが、その点についての大臣の見解を聞かしてもらいたい。そうして、二分二乗方式というものは無理だ、むづかしいということであれば、妻の立場というものを資産税の中できえ今度は生かしてきておるわけですから、それをより積極的に生かしていくためにはどういう形

条件をつくっていいくべきかということについての見解を承っておきたいと思います。

○塩崎政府委員 ただいま夫婦均分課税、二分二乗方式についての技術的な仕組みを基礎に大臣に御質問がありましたので、若干その点につきましてふえんいたしまして、その後に大臣のお考えを述べさせていただきたいと思います。

確かに、高額所得者に片寄らない方法は、大ざっぱな方法をとりますれば、現在の所得の刻みを非常に低めまして現在の税率を維持いたしますれば、もちろんこれは高額所得者に減税が、夫婦均分課税という制度のために起こらないようなことは可能でございます。ドイツにおきましては、均分課税をとった際にはそういう仕組みをつくりました。しかし、これをとりましてもなかなか税制は複雑になります。と申しますのは、奥さんに死なれたら税率がぼんと上がるというようなことになりますと、これはまたたいへんでございましたので、三年間奥さんが死ななかつたと同様に見るとか、そういう意味で奥さんを大事にするかもしれませんのが、そういう仕組みがあり、さらにもう一つ藤田先生に御理解を願いたいのは、低額所得者の方々が夫婦均分課税では得をしないということをございます。先ほど申し上げましたように、私の記憶では昭和三十五年に、そのときの所得階層を前提といたしまして、夫婦均分課税によって、現在そのときの税率のままに据え置くならばどういった階層が得をするかという計算をしてみますと、当時納税者は現在の二千万はどうなかつたと思いますが、四分の一人の人が累進税率が緩和され得をする、四分の三の方は、半分にいたしましても、同じブレケットの中をございますので、二分二乗の恩恵は全くない、こういう計算になつたのであります。先ほどお話を低所得者は、かりに六十三万円の控除を引きまして残りの課税所得が十万円以下ならば、改正案は八・五%でございますから、それを半分にいたしまして五万円ずつ八・五%をかけまして二倍にいたしましても、その税負担は全く同じということになります。

す。したがいまして、この夫婦均分課税は、低額所得者の救済というよりも、むしろ所得の稼得に対する妻の貢献度の税制上の、いわば哲学的な評価と申しますか、それに基づくものだろう、かように考えるのでございます。その点は、夫婦が得ました所得を夫婦共同の力で財産化したといつた場合の相続税とは少し違った問題になりはしないか、かようにも思ひます。そんなような仕組みになつておりますので、夫婦均分課税はそういうしたものだという認識でひとつ御理解願えればあわせでございます。

○福田(赳)国務大臣 ただいま主税局長から見解の表明がありましたたが、藤田さんのおっしゃられるような一面も私はあると思うのです。配偶者を税法上一体どういうふうに扱うかという問題は、理論的な面もあり、また実際的の面もある。そういう両面から考えてみなきゃならぬ問題だと思いますが、ともかく、これは今後税制を考えいく場合におきまする重大な問題の一つである、そういうふうに私は考えます。お話を、趣旨はよくわかりましたので、今後の検討にあたりましては十分考えてみたい、かようにも存じておきます。

○藤田(高)委員 この間の横山議員の質問じゃないですが、大臣のいまのお答えは、前向きとか積極的とかいう表現ではないですけれども、少なくともいまの答弁のニュアンスから受け取れるものは、私が指摘をしたような妻の座立場といふものであります。これが決して理屈をこねようとは思ひませんが、先ほどの局長の答弁の中に、「二分二乗方式を所得税の中により積極的に生かしていく、こういふ答弁であった」というふうに私は理解をするわけです。これは決して理屈をこねようとは思ひませんが、先ほどの局長の答弁の中に、「二分二乗方式を主張しておる主たる理由は、やはり所得税の中における妻の立場というものを高く評価して、少なくとも主人と概念的には平等の概念に基づいて妻の座といふものを見めていくべきだ」ということが中心になるわけですが、そのことによって、現行のかークがこういうふうにあるものが、二分二乗方式をとる

ことによつて所得の低いほうが上がる、こういう税制の改正というものは本来あるべきじゃないと思うのです。これは、八・五%というものは「二分二乗方式をとれば、その税率は七%になるか、六%になるか、それはわかりませんが、変わると思うのです。」逆ですね。絶対額において額が下がるようないつたものだという認識でひとつ御理解願えればあわせでございます。

○福田(赳)国務大臣 ただいま主税局長から見解の表明がありましたたが、藤田さんのおっしゃられるような一面も私はあると思うのです。配偶者を税法上一体どういうふうに扱うかという問題は、理論的な面もあり、また実際的の面もある。そういう両面から考えてみなきゃならぬ問題だと思いますが、ともかく、これは今後税制を考えいく場合におきまする重大な問題の一つである、そういうふうに私は考えます。お話を、趣旨はよくわかりましたので、今後の検討にあたりましては十分考えてみたい、かようにも存じておきます。

○藤田(高)委員 この間の横山議員の質問じゃないですが、大臣のいまのお答えは、前向きとか積極的とかいう表現ではないですけれども、少なくともいまの答弁のニュアンスから受け取れるものは、私が指摘をしたような妻の座立場といふものであります。これが決して理屈をこねようとは思ひませんが、先ほどの局長の答弁の中に、「二分二乗方式を所得税の中により積極的に生かしていく、こういふ答弁であった」というふうに私は理解をするわけです。これは決して理屈をこねようとは思ひませんが、先ほどの局長の答弁の中に、「二分二乗方式を主張しておる主たる理由は、やはり所得税の中における妻の立場といふものを高く評価して、少なくとも主人と概念的には平等の概念に基づいて妻の座といふものを見めていくべきだ」ということが中心になるわけですが、そのことによって、現行のかークがこういうふうにあるものが、二分二乗方式をとる

ことによつて所得の低いほうが上がる、こういう税制の改正というものは本来あるべきじゃないと思うのです。これは、八・五%というものは「二分二乗方式をとれば、その税率は七%になるか、六%になるか、それはわかりませんが、変わると思うのです。」逆ですね。絶対額において額が下がるようないつたものだという認識でひとつ御理解願えればあわせでございます。

○福田(赳)国務大臣 ただいま主税局長から見解の表明がありましたたが、藤田さんのおっしゃられるような一面も私はあると思うのです。配偶者を税法上一体どういうふうに扱うかという問題は、理論的な面もあり、また実際的の面もある。そういう両面から考えてみなきゃならぬ問題だと思いますが、ともかく、これは今後税制を考えいく場合におきまする重大な問題の一つである、そういうふうに私は考えます。お話を、趣旨はよくわかりましたので、今後の検討にあたりましては十分考えてみたい、かようにも存じておきます。

○藤田(高)委員 この間の横山議員の質問じゃないですが、大臣のいまのお答えは、前向きとか積極的とかいう表現ではないですけれども、少なくともいまの答弁のニュアンスから受け取れるものは、私が指摘をしたような妻の座立場といふものであります。これが決して理屈をこねようとは思ひませんが、先ほどの局長の答弁の中に、「二分二乗方式を所得税の中により積極的に生かしていく、こういふ答弁であった」というふうに私は理解をするわけです。これは決して理屈をこねようとは思ひませんが、先ほどの局長の答弁の中に、「二分二乗方式を主張しておる主たる理由は、やはり所得税の中における妻の立場といふものを高く評価して、少なくとも主人と概念的には平等の概念に基づいて妻の座といふものを見めていくべきだ」ということが中心になるわけですが、そのことによって、現行のかークがこういうふうにあるものが、二分二乗方式をとる

ことによつて所得の低いほうが上がる、こういう税制の改正というものは本来あるべきじゃないと思うのです。これは、八・五%というものは「二分二乗方式をとれば、その税率は七%になるか、六%になるか、それはわかりませんが、変わると思うのです。」逆ですね。絶対額において額が下がるようないつたものだという認識でひとつ御理解願えればあわせでございます。

○福田(赳)国務大臣 ただいま主税局長から見解の表明がありましたたが、藤田さんのおっしゃられるような一面も私はあると思うのです。配偶者を税法上一体どういうふうに扱うかという問題は、理論的な面もあり、また実際的の面もある。そういう両面から考えてみなきゃならぬ問題だと思いますが、ともかく、これは今後税制を考えいく場合におきまする重大な問題の一つである、そういうふうに私は考えます。お話を、趣旨はよくわかりましたので、今後の検討にあたりましては十分考えてみたい、かようにも存じておきます。

○藤田(高)委員 この間の横山議員の質問じゃないですが、大臣のいまのお答えは、前向きとか積極的とかいう表現ではないですけれども、少なくともいまの答弁のニュアンスから受け取れるものは、私が指摘をしたような妻の座立場といふものであります。これが決して理屈をこねようとは思ひませんが、先ほどの局長の答弁の中に、「二分二乗方式を所得税の中により積極的に生かしていく、こういふ答弁であった」というふうに私は理解をするわけです。これは決して理屈をこねようとは思ひませんが、先ほどの局長の答弁の中に、「二分二乗方式を主張しておる主たる理由は、やはり所得税の中における妻の立場といふものを高く評価して、少なくとも主人と概念的には平等の概念に基づいて妻の座といふものを見めていくべきだ」ということが中心になるわけですが、そのことによって、現行のかークがこういうふうにあるものが、二分二乗方式をとる

大臣の非常にうまい、これは福田さんのキャッチフレーズですけれども、たくわえある家庭なんといふのは、選舉向には、ある意味においては三悪追放以上のキャッチフレーズだと思う。しかし、現実にはいまの労働者の家庭ではなかなかむづかしい。そうすると、一般的労働者の唯一の楽しみは何かといえば、やはり退職金だ。退職したときにはまとめた金がもらえる。それで、さつきの相続税や贈与税じゃないけれども、せめてそのさやかな住まいくらい、夫婦が隠居をする住まい程度のものはつくりたいというのが、私は最大の楽しみだと思うのです。そういうことを考えていく場合に、都会で五百万円といったて、坪十円で五十坪の土地も買えぬ。今ごろ坪十万円なんといたら、それこそ北多摩のほうまでいかなければいけないというくらいでござる。そういうことから見ると、五百万円というと、皆さんの感覚からいえば何も大きいとは思っていないが、われわれ労働者の感覚からいと、額もかなりな額だと思ひます。いままでは一百万円や二百五十万円の退職金に税がかかっていますから、五百万円まで税金がかからぬといつたら、その額は大きいようですね。私は一般的世間相場からいって、この額は大きくなれないと思うのです。そういう点から見て、私の一つの試算のよりどころというのは、いま言つたように、独身者の月一万四千円は、三十年で五百万元、二十五年で四百二十万元といふくらいなところまでは税金をかけるべきでないと思うのですが、その辺についての見解はどうでしょうか。これもひとつ、あとで大臣のお考へを聞かしてもらいたいと思う。これは私の見解を言って恐縮ですが、私は非常に真剣な、私自身が経験をしてきたお互い労働者の職場の声を代表しておると思うのです。私は、ある意味において、利子や配当の分離課税じゃないけれども、この程度のものは当然税の対象にすべきじゃな

い、こう思うのですが、そういう私の非常に熱意のある意見ですから、そういうものにひとつ十分見合うようなお答えを要求したいと思うのです。

○塙崎政府委員 確かに、藤田委員のおっしゃいりますような退職金の性格分析を私ども頭に置きまして現在の退職金課税をしておるつもりでござります。退職金の性格の中には、給与のあと払い、あるいは将来の老後の保障的なものがあるといつた角度で私先ほど申し上げましたが、少なくとも所得法上の課税所得は、個人に帰属する所得はすべて総合というのがたてまえであり、特別な評価はできる限り避けるべきである、こういうことを申しましたが、退職所得につきましては、藤田委員御指摘のような、お考えになられましたような角度をもしまして現在のところ特別課税をしておること、御存じのとおりでございません。この退職所得につきましては、普通の所得と全く分離して課税する、さらにもまた、年五万円という退職所得についての特別控除を設けまして、それを引きまして、その残りの所得をさらにまた半分にして、分離して税率を適用するといった考え方、まさしく私は藤田委員の御指摘のような所得の課税のあり方についても批判があることをおこないます。しかし、この点も、私は、よほど退職金という形で、一時金よりもむしろ毎年毎年退職した者に年金の形で渡すのがより進歩した形であることは、過去において気がついたのでござりますが、最近までの税金がかかるといつても、それは、冒頭断わりましたように、去年の委員会においても、あるいは税制小委員会の中ににおいても、私は大体同趣旨の意見を出してきたのです。そのことは、この種の正攻法的な論議をするときあります。しかし、今回の税率の緩和は、当然退職所得にも適用になりますので、たとえば、現行税率と改正による税額を比較いたしますと、退職所得の三百万元の方は約一万円ばかりの税金が軽くなります。しかし、今回も税率の緩和は、当然退職所得にも適用になりますので、たとえば、現行税率と改訂による税額を比較いたしますと、退職所得の三百万元の方は約一万円ばかりの税金が軽くなります。しかし、この点も、私は、よほど退職所得にかかる所得がなくて、控除がその他の所得に適用されません際には、この退職所得のほうにも適用されることになります。そうなりますと、控除の引き上げがそのまま潤つてしまい、こんなふうになりますので、決して退職所得につきまして軽減が行なわれていないということにはならない。

しかし、退職一時金と企業年金の間の問題がございます。私も少しうどござりますが、その間のバランスをとりながら、さらにもまた、企業年金と税を適用するのが当然だと思ったのでござります。年金となりますが、これは毎年毎年発生する所得と税を適用するのが当然だと思いませんが、こういったしまして、恒常的な所得といたしまして、所得と金となりますと、これは毎年毎年発生する所得と税を適用するのが当然だと思いませんが、こうい

た税とのバランスを考えなければならぬという要請が出来ましたので、それとのバランスを考えながら、先ほど申されましたような退職金の性格を考えまして、三十九年には、從来退職したときの年齢が四十歳までの場合は一年につき三万円、四十歳をこえ五十歳までの場合は一年につき四万円、五十歳をこえる場合は一年につき五万円としておったのでございましたが、この金額を一本にいたしまして、五万円一律といたしております。こんなような関係で、三十九年度には特別控除の引き上げが行なわれたのでござります。今回はその軽減が見送られたじゃないか、こういうお話をござります。私どもは、ここでも御議論になっておりますように、所得税の一般的な軽減、その形は課税最低限の引き上げであり、税率の緩和がより優先的だと考えまして行なっているのでござります。しかし、今回の税率の緩和は、当然退職所得にも適用になりますので、たとえば、現行税率と改訂による税額を比較いたしますと、退職所得の三百万元の方は約一万円ばかりの税金が軽くなります。しかし、この点も、私は、よほど退職所得にかかる所得がなくて、控除がその他の所得に適用されません際には、この退職所得のほうにも適用されることになります。そうなりますと、控除の引き上げがそのまま潤つてしまい、こんなふうになりますので、決して退職所得につきまして軽減が行なわれていないということにはならない。

しかし、退職一時金と企業年金の間の問題がございます。私も少しうどござりますが、その間のバランスをとりながら、さらにもまた、企業年金と税を適用するのが当然だと思ったのでござります。年金となりますと、これは毎年毎年発生する所得と税を適用するのが当然だと思いませんが、こうい

うように考えております。

○福田(越)国務大臣 お話をのように、退職金はいろいろな性格を持つておると思います。しかし、これは一時ではありますけれども、所得であるところから、退職所得に対する課税も今日複雑になりました。そういうことと、所得であります。しかしながら、所得の対象になる。しかしその所得自体が複雑な内容を持っておるという点においては、これは間違いなく所得になるわけであります。そういうようなことで、所得ではあるのであるから、所得税の対象になる。しかしながら、先ほど申されましたような退職金の性格を考えまして、三十九年には、從来退職したときの年齢が四十歳までの場合は一年につき三万円、四十歳をこえ五十歳までの場合は一年につき四万円、五十歳をこえる場合は一年につき五万円としておったのでございましたが、この金額を一本にいたしまして、五万円一律といたしております。こんなような関係で、三十九年度には特別控除の引き上げが行なわれたのでござります。今回はその軽減が見送られたじゃないか、こういうお話をござります。私どもは、ここでも御議論になっておりますように、所得税の一般的な軽減、その形は課税最低限の引き上げであり、税率の緩和がより優先的だと考えまして行なっているのでござります。しかし、今回の税率の緩和は、当然退職所得にも適用になりますので、たとえば、現行税率と改訂による税額を比較いたしますと、退職所得の三百万元の方は約一万円ばかりの税金が軽くなります。しかし、この点も、私は、よほど退職所得にかかる所得がなくて、控除がその他の所得に適用されません際には、この退職所得のほうにも適用されることになります。そうなりますと、控除の引き上げがそのまま潤つてしまい、こんなふうになりますので、決して退職所得につきまして軽減が行なわれていないということにはならない。

しかし、退職一時金と企業年金の間の問題がございます。私も少しうどござりますが、その間のバランスをとりながら、さらにもまた、企業年金と税を適用するのが当然だと思ったのでござります。年金となりますが、これは毎年毎年発生する所得と税を適用するのが当然だと思いませんが、こうい

うように考えております。

べきだと思うのです。その要素さえ今度の改正の中で全然生かされていない。われわれがこの委員会で真剣に論議することが、すぐ来年の税制改正の中に何もかも入るとは思いません。そんなことは思わないけれども、大臣に議事録を読んでもらつたらわかりますが、前の田中大蔵大臣もアイデアとしてはなかなかいい、積極的にひとつ考えてみる、そして、ここに泉さんもおられますけれども、税制小委員会のときにも泉さんが出られておつて、私は具体的に意見を出して、当時の泉主税局長も、これは御趣旨もわかりますから、さつきの答弁じゃないが、積極的にひとつ検討してみましょう、こういう話があったのです。やはり積極的という答弁がある限りにおいては、具体的な税制改正のときにそういう趣旨が生かされる、生かされない場合は、なぜ生かされなかつたかということを委員会論議の中で答弁されないと、われわれは言うてみると、いわば髪結いさんみたいなもので、言うだけでは何のことではないというのでは、これはやはり国会論議の成果はあがらないので、これは私述に説法的なことを言って恐縮ですが、それとも、そういうものであつてはならぬ。したがつて、たとえは一年当たり五万円の控除を十萬円くらいにしていくとか、そういう何らか的具体的な措置を伴う積極的努力をされる御用意があるか、そういう条件を含めて積極的にやってみようといふことであれば、昨年よりも今度のこの国會の審議は、退職金問題についても積極的な形になつてきただんじやないか、こういうふうに私は思うのですが、そこらについて、私がさつきも言ったように満足のいくひとつ御答弁を願いたいのですが、大臣どうでしょう。

○福田(赳)國務大臣 これは御了解願えると思います。そこで御審議を願わなければならぬと思いますが、ここで結論を出すわけにいかないのであります。政府の機構としても税制調査会というものがあります。そこで御審議を願わなければならぬと思いますが、そこで私になつておきます。したがつて、ここで私が意思表示をするということは支障があることは御了解願えるのぢやないか、こういうふうに思ひます。要は、財源の問題なのです。今後財政事情がどうなるか、財源がないのにこれをやるわけにどうなるか、それはしないのはどういうわけだといつて、来年間を言つておられる。そういうような諸問題について、優先的にどれを扱うべきかということは、限られた財源の中で当然行なわれるわけでありまます。そういうようなことを前提としたしまして、この問題は積極的に取り上げてみたい、かようにお答えを申し上げたいと思います。

○藤田(高)委員 私は時間の関係で、泉国税庁長官もおられるので、実は去年何回もやつた、そ

れはどういうふうに反映してくれたのかということを聞きたいのですが、いまの时限では私のほうは髪結いさんになつてしまつてながいわけですが、これは日を改めて泉さんにも聞いてもらいたいと思います。いま大臣が言われた積極的という中には優先的に審議すべきものが幾つかある、そういう中にこの退職金の問題も入れてひとつ検討してみよう、こういうことに理解してよろしいですか。

○福田(赳)國務大臣 そのとおりであります。

○藤田(高)委員 一番肝心な質問があとわずかな時間の中でしか質問できないことは非常に残念になつてきました。どうぞ、私は思つてます。それで、その対策をとつたわけあります。

○藤田(高)委員 一番肝心な質問があとわずかな時間が、大臣のおいでになる時間的な制約もあってそういうことにならざるを得ないのです。限られた時間の中でぜひこの点だけは——少なくとも政府のそういう考え方が現実的に効果を生むのかどうか、その点をせひ聞きたいのです。

○福田(赳)國務大臣 これは御了解願えると思います。そこで御審議を願わなければならぬと思いますが、ここで結論を出すわけにいかないのであります。政府の機構としても税制調査会といふものがあります。そこで御審議を願わなければならぬと思いますが、そこで私になつておきます。したがつて、ここで私が意思表示をするということは支障があることは御了解願えるのぢやないか、こういうふうに思ひます。要は、財源の問題なのです。今後財政事情がどうなるか、財源がないのにこれをやるわけにどうなるか、それはしないのはどういうわけだといつて、来年間を言つておられる。そういうような諸問題について、優先的にどれを扱うべきかということは、限られた財源の中で当然行なわれるわけでありまます。そういうようなことを前提としたしまして、この問題は積極的に取り上げてみたい、かようにお答えを申し上げたいと思います。

○藤田(高)委員 私は時間の関係で、泉国税庁長官もおられるので、実は去年何回もやつた、そ

○福田(赳)國務大臣 今日は経済情勢に対処するという意味もありますと同時に、今後にわたつて企業体質を改善することは、長期にわたるわが国の経済発展のためにぜひ必要である、こういふふうに考えております。これを改善することは、長期にわたるわが国の経済発展のためにぜひ必要である、こういふふうに考えておりますが、そのためには、企業自体の自主的な意欲と努力、これがもう絶対必要であると考えるわけであります。しかし、その自主的努力をなす企業に対しまして、政府が何がしかの助成を行ない、その自主的努力に気勢をつけられるということが必要である。それはまた税の面におきましてもある程度可能である、かのように考えまして、今度の企業減税をやつたわけです。

それからもう一つは中小企業であります。今日は日を改めて泉さんにも聞いてもらいたいとおもおられるので、実は去年何回もやつた、それはどういうふうに反映してくれたのかということを聞きたいのですが、いまの时限では私のほうは髪結いさんになつてしまつてながいわけですが、これは日を改めて泉さんにも聞いてもらいたいと思います。いま大臣が言われた積極的という中には優先的に審議すべきものが幾つかある、そういう中にこの退職金の問題も入れてひとつ検討してみよう、こういうことに理解してよろしいですか。

○福田(赳)國務大臣 そのとおりであります。

○藤田(高)委員 一番肝心な質問があとわずかな時間の中でしか質問できないことは非常に残念になつてきました。どうぞ、私は思つてます。それで、その対策をとつたわけあります。

○藤田(高)委員 一番肝心な質問があとわずかな時間が、大臣のおいでになる時間的な制約もあってそういうことにならざるを得ないのです。限られた時間の中でぜひこの点だけは——少なくとも政府のそういう考え方が現実的に効果を生むのかどうか、その点をせひ聞きたいのです。

○福田(赳)國務大臣 いまの大蔵の御答弁を私なりに集約をしてみますと、今日の不況対策の一つの手段といいますか、有効需要の追出策と、企業減税というものの対比ですが、一般的に言われては、この企業減税を大幅にやつたねらい、その日率といふものが悪い。この収益率を高めるための御了解願えるのぢやないか、こういうふうに思ひます。要は、財源の問題なのです。今後財政事情がどうなるか、財源がないのにこれをやるわけにどうなるか、それはしないのはどういうわけだといつて、来年間を言つておられる。そういうような諸問題について、優先的にどれを扱うべきかということは、限られた財源の中で当然行なわれるわけでありまます。そういうようなことを前提としたしまして、この問題は積極的に取り上げてみたい、かようにお答えを申し上げたいと思います。

○藤田(高)委員 私は時間の関係で、泉国税庁長官もおられるので、実は去年何回もやつた、そ

○福田(赳)國務大臣 そう三つに分けますと、ちよつと理解が私と違うのですが、私は一二は一緒に考えているのです。つまり、この対策によって直線的に需要喚起につながるとは考えておりません。企業の収益状態が改善される、これは税率の引き下げとかあるいは償却の問題とか、それが主として響くと思いますが、収益に影響する、これは改善に役立つ、こういうふうに考えております。収益が改善されるから、したがつて事業の活動が活発になる、そういうふうに御理解を願いたいのです。たとえば、公共事業費を大いに促進するというようには、あるいは物品税を減税するという場合におけるよう、直線的に需要の喚起にはつながるものではない、そういうふうに考えております。

○藤田(高)委員 私はあえて三つに区分をしますが、いま大臣の言われたよな二つに集約されましたが、いま大臣の言われたよな二つに集約されてもけつこうだと思います。その場合に、どうでしょうか。大臣の言う、企業収益が改善されることによってそういう条件が満たされる中から事業活動というものが活発化していく、事業活動が活発化するということは、需要が旺盛になつてくるんだ、こういう一つの考え方ですね。そういう条件を満たすために企業減税をやられるという第一の点からいきますと、それは、企業収益をどの程度改善をしようとしておるのか。たとえば、私のこの手元の資料では、たしか三十八年の企業収益といふものは、それが、企業減税というものを考慮したときの収益率といふものが悪い。この収益率を高めるための御了解願えるのぢやないか、こういうふうに思ひます。要は、財源の問題なのです。今後財政事情がどうなるか、財源がないのにこれをやるわけにどうなるか、それはしないのはどういうわけだといつて、来年間を言つておられる。そういうような諸問題について、優先的にどれを扱うべきかということは、限られた財源の中で当然行なわれるわけでありまます。そういうようなことを前提としたしまして、この問題は積極的に取り上げてみたい、かのようにお答えを申し上げたいと思います。

○藤田(高)委員 私は時間の関係で、泉国税庁長官もおられるので、実は去年何回もやつた、そ

のは税引き後一・五%だ。この三十八年なら三十九年、もつと新しい資料があれば三十九年でもけつこうですが、そういう収益率というものをどの程度高めることができ、今度の企業減税によって求められるのか、また求めようとしておるのか。それをちょっとと聞かしてもらいたい。

○福田(赳)国務大臣

主税局長からお答えいたさ

せます。

○塩崎政府委員 私どもが国税庁から出しております「法人企業の実態」によりますと、収益率がどんなふうになつておるか示されたわけでございま

すが、おっしゃるように、売り上げ対所得率と申しますか、所得に対する売り上げの割合は、法人につきまして三・八%でございましたが、これが

三・六%に下がっております。そこで、いまの御質問は、今回の法人税法改正によりまして、これ

がどういうふうに収益回復に役立つかという数字的な現象の御質問だとと思うのでございますが、こ

れはなかなかむずかしい。私もいろいろな計算もしないわけでもありませんが、しかし、このこと

は、先ほど大臣が申されましたように、自己資本の充実がはかられていく、そして利子負担等が

低下します。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

企業収益がよくなる、たとえば、減価償却が増加いたしますれば、減価償却を引き当てといたしまして設備の拡充もできますし、また、あるいは過去の借金も支払える、したがいまして、そんなよ

うな関係から利子負担の低下が生じて、そこで純益が上がっていく、そうして、これがもととなりまして企業活動が活発になる、こんなような計算でございますが、数字的にこれがどの程度上がるかといふ計算は、御承知のように、経済学がそこまで進歩もしておりませんし、一つの推計になりますので、いたしてはおりません。

○藤田(高)委員

これは多くの算定資料を用いて

やる所すばらしいへんな作業でしおけれども、一般的にこの種の専門家の意見をとりましても、先ほど私が引例しましたように、昭和三十八年度

の統計からいくと、全法人の税引き後のいわゆる総資本の純益率は二・五%だ。これをかりに二割程度引き上げるということで、利益率を二・五%を二%程度まで引き上げるためにには今日の法人税

をどういうふうに改正をしなければならぬかといふと、これは大きな目安ですけれども、約三分の一くらいに大幅に大なたをあるって大減税をやらなければ、総利益率をわずか二・五%から三%に

するのでも、それくらいの大改正をやらなければ

できぬという説が専門家の間ではなされてゐるわ

けです。そうすると、いま大臣が言われたよ

うに、企業収益を改善するのだといふけれども、一

つのものの考え方としてはわかりますけれども、

現実にそれでは大企業なり資本家、総資本の側が

満足できるような条件と、いふものは、いま私が指

摘したようなものがかりに一つの条件として考え

られるのであれば、企業収益の改善なんていうこ

とは、今度の一%や二%の企業減税、いわゆる法

人税の改正では、大臣が言われるような効果と

うものはあがられないのではないか。いわんや、

ワシントンつきでそういう企業収益が改善さ

れることによつて事業活動というものが旺盛に

なつてくるのだ、ひいては、直線的ではないにして

も、有効需要をつくり出していく一つの有力な条

件になつていくのだといふ点については、私は、

そのことによつて企業減税というものが今日の景

気対策に大きな役割りを果たす柱にはならぬと思

うのですが、その点はどうですか。

○福田(赳)国務大臣 私はしばしば申し上げてい

るのですが、今日われわれが当面している問題は

景気対策、これもあります。しかし同時に、景気

対策過程を通じまして企業の体質を改善し、自由

化を通じまして第一の目的に主として

奉仕する面があるわけです。物品税の問題、また

所得税の問題、これはそつちのほうへ多くつなが

る所すばらしいと思います。しかし、企業減税、この面は、中

小企業対策は、私は当面の景気問題に多くつながつていています。今日は、中小企業を除いた一般の企業減税という面は、どちらかといえば、私は今後の企業体質という問題に重点がある。しかし、ただいま当面している経済と無縁のものであるとは考えておりません。先ほど申し上げましたように、直線的ではないが、かなりの影響を持つておる。こういうふうに考えております。

○藤田(高)委員 大臣の先ほどの答弁にもあります。したように、今回の企業減税のねらいというものがなされるのだ、こういう目標は、これは当然あってしかるべきだと思つてます。そういう点からもうものは、全体的に総資本の立場から見てどの程度改善されることを目標にこの税制改正といふものがなされるのだ、こういう目標は、これは当然大きく眼目であるとすれば、この企業収益率といふものには、全体的に総資本の立場から見てどの程度改善されることを目標にこの税制改正といふものがなされるのだ、こういう目標は、これは当然大きくなる眼目であるとすれば、この企業収益率といふものは、全体的に総資本の立場から見てどの程度改善されることを目標にこの税制改正といふものがなされるのだ、こういう目標は、これは当然大きくなる眼目であるとすれば、この企業収益率といふのではありません。それは、これはたいへん率直な言い方ですが、その点は、これはたいへん率直な言い方ですけれども、ことし総選挙があるのかないのか、それはわかりませんが、一応一般的に言われておる。こういうふうに考えております。

がつていくと思ひますが、中小企業を除いた一般

企業減税という面は、どちらかといえば、私は

今後の企業体質といふ問題に重点がある。しか

し、ただいま

当面して

いる経済と無縁のものであ

るとは考えておりません。

先ほど申し上げました

ように、直線的ではないが、かなりの影響を持つておる。こういうふうに考えております。

○塩崎政府委員 計数をあげての御質問でござい

ます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

しますが、影響と申しますが、これに関して言われます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

しますが、影響と申しますが、これに関してと言われます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

ます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

しますが、影響と申しますが、これに関して言われます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

しますが、影響と申しますが、これに関してと言われます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

ます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

しますが、影響と申しますが、これに関してと言われます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

ます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

しますが、影響と申しますが、これに関してと言われます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

ます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

しますが、影響と申しますが、これに関してと言われます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置と申

ます。そこで私は、いま藤田委員がおっしゃる点

は、法人税の現在の企業に与えておる位置

でございます。そんなような関係から見まして、もちろん、法人税だけが企業収益をよくする道ではありませんし、利子その他も関係いたしますが、自己資本の充実を通じまして企業の内部留保が促進されてくるのではないか、また、それに基づいて利子負担も下がってくる、そして企業の事業活動が活発になる、こんな現状の現在の法人税を、私は、国が得ます株主配当と考えますと、率は高い、これが相手に下がってくることによりまして、自己資本の充実形成に役立つであろう、かように見ております。

○福田(赳)國務大臣 どうも藤田さんはちょっととおられておられるのじゃないかという感じがするのです。つまり、私が申し述べておりますように、私どもはいま二つの問題を解決しなければなりません。一つは、この企業を不況から救い出すという問題であります。もう一つの問題は、その救い出しありました。作業の過程を通じまして、今後再びこういう事態を繰り返さないように、企業体それ自体を改善する、こういう問題であります。この税法はいろいろの面に触れておるわけですが、そういう二つの問題のいずれかに、あるいはその両者に奉仕している、こういうので、何も需要喚起一点張りという考え方ではない、こういう前提でお考えを願いたいと思います。

○藤田(高)委員 本会議が始まりますので、私ここで質問を終わります。残余の質問点、いま質問しかけておる問題点については、あとで理事の皆さんと御相談の上、続いて質問するかどうかという点について、後ほど相談させていただくのと同時に、午前中質問をいたしました中で、大臣の見解を最終的に聞きたい幾つかの事項については、これまで留保させていただく、こういうことにいたします。

ただ、午前中の集約として、大臣のいま言われたことについて私の見解だけ一言言つておきたいのですが、この企業減税のねらいである不況脱出の手段に企業減税を使うという点については、私は、これは非常に効果の薄いものである、全然な

いなんということは言いませんけれども、効果の薄いものである。それよりもこの不況脱出のためには、利子負担も下がってくる、そして企業の事業活動が活発になる、こんな現状の現在の法人税を、私は、国が得ます株主配当と考えますと、率は高い、これが相手に下がってくることによりまして、自己資本の充実形成に役立つであろう、かのように見ております。

○三池委員長 本会議散会後委員会を開催することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時一分休憩

○三池委員長 本会議散会後委員会を開催することとし、この際、暫時休憩いたします。

い。われわれはわれわれ個人として独自の生活も営むわけですが、お互いに金を出し合って共同の生活国家を経営しているわけです。その二つが寄り合ってわれわれの完全な生活というものが保障される、こういうことになるわけでありまして、そういう見地からいと、とにかく、昭和四十年度は課税最低限が標準世帯五十六万円になつた、それ以上の人にはみな出し合つたんだ、それが今度六十一万円、平年度六十三万円まで改善されるのだ、そういう大幅な改善を見るわけでありますて、私どもは、今後あなたのおっしゃるようなことを考えながら理想を貫くために努力をする、こういうことが実際の動きではあるまいか、さよう考える次第であります。

三百億円なんです。そういうようなことを考えますと、六十三万円まで引き上げたということは、理想に向かって大きく前進した、こういう判断をいたしておるわけです。

そういうふうに条件が向上したかどうかといふとになるわけですから、それからいけば——物価が五・五%で抑えられるかどうかにも疑問はありますが、その物価上昇にプラスして——私は特にこのエンゲル係数をこういう討論の条件に用いて場合に、エンゲル係数の対象になるものはいわゆる食費構成が問題になるわけですから、その食費の問題は、何もかも突っ込んだ五・五%の物価上昇的なもので割り切れるかどうか。これは去年あたりの統計を見ても食料費関係は非常に高い伸び率を示しておる。そういう点からいって、名目額的な額の比較においてはなるほど去年の八千五百円に対してことしは三万二千円程度だけれども、実質的な対比においては、エンゲル係数で比較した場合にはことしのほうが〇・三%下がる

については、大きな国政の担当者として、私がいつ
質問しておるようなことだけに精力を費やすわい
にも必ずしもいかないと思いますので、ひとつ、ど
の意見を開陳して、今後の努力を要請するとい
ことで私の質問を打ち切りたいと思うのですが、
これは結果論ですけれども、けさ方来主張いたし
ておりますように、今回の改正の課税最低限の土
に占める食費構成というものが四七・何%とい
ことになれば、これはニンゲル係数では非常に古
い係数が出てきておるわけです。これをいろいろ
表示すれば、やつと健康が保持できるか、やつと
生存が保障できるという程度のランクにこれはよ
るわけですね。ですから、私どもは、いわばこころ
いう動物的な生存条件を保障するような生活状態
ではなくて、文字どおり人間らしい生活のできるよ

おつと、午前中私から質問をしたときには大臣がいたから、そういう答弁も出てくるのかもわかりませんが、そう言われると、ますます私はふに落ちぬのです。というのは、なるほど名目的な額だけを見ますと、けさ方も言つたのですが、去年は五十六万円程度のものであつたものが、ことしの初年度は六十一万円、平年度は六十三万円、こういうふうに上がってきます。これはそのとおりだと思います。ところが、実質的なエンゲル係数 자체は○・三%ですか下がつてゐるのですよ。エンゲル係数が下がつておるということは、結局課税最低限に用いておる総支出の中に占める食料費の割合がそれだけ高くなつておる。国民の生活条件を一般的なエンゲル係数を用いて表現する場合には、生活状態が悪くなつておるのでよ。そうでしょう。そういう悪くなつた状態で名目的な額だけがふえたのだから、それで課税最低限というものは上がつておるのだから理想の方向を向いておるのだとと思うのです。これはどうですか。

きめ方はエンケル保數で、場合に〇・三%であろうと〇・一%であろうと、これは理想の方に向には向いてない。去年とことしの対比ではむしろ後退をしておる、この事実は少なくとも認めなければいかぬのじゃないですか、どうですか。
○福田(赳)国務大臣 こういうことじゃないで、五十六万円がどういう物価との関連を持つかという、これを平たく言いますれば、われわれが言います五・五%の生活費の上昇にならん、こういうふうに見られて差しつかえないんじゃないかというふうに思うわけです。五・五%といふと、五六十万円に相応する私どもの今度の引き上げは六十三万円になるわけです。相当の余裕を持った引き上げである、つまり、改善に向かつて大きく前進した措置である、こういうふうに思うわけであります。

○藤田(高)委員 大臣の言わられるのは、絶対額だけで見ますと、午前中の論議にもありましたように、課税最低限と家計の総支出額との差額は、前年度は八千五百円程度の差額があつた。それが四十一年度は三万二千円程度に上がつておる。確

思う。私は、國民の生活状態というものは、そういうふうに相対的に切り下げられておると思う。また、その課税最低限のきめ方についても、初年度で六十一万円まで上げたと言はけれども、実質的には去年の五十六万円よりも条件が悪くなつておるんじゃないかと思うのですが、この点どうでしようか。

○福田(赳)國務大臣 とにかく、初年度でいうと、五十五万円が六十一万円になり、平年度ペースでいうと五十六万円が六十三万円になる。これは争われない事実なんですね。これにかりに物価的要素を加えましても、これは相当の余力がある。これは一つのはつきりした資料なんです。エンゲル係数のことをおっしゃいますが、これは別の問題で、という要素もあるんじゃない。つまり、國民の立場からいへば、五十六万円が六十三万円になることはもうはつきりした事実であつて、争うべからずであるといふ要因を含んでおるわけでありまして、納稅者が

のような条件を前提として、大急ぎでやはり来年中の税制改正あたりの際には課税最低限を大幅に引き上げていく、そうして、食費構成の面についてもエンゲル係数が四〇%台に乗ることのないよう、四〇%の台を割るような方向で課税最低限をきめられるように、具体的な政策論としてひとつの指標として、今後の努力を要望したいと思うわけであります。これはまあ、ひとつ要望として、次に移りますが、私が先ほど来指摘したことに関連をもつて、すけれども、例の二千五百カロリーをとるのに、大蔵省のメニューによれば、一日当たり百八十六円で二千五百カロリーの献立ができると、こう言っておるわけですから、私どもは二千五百カロリーをとるために、一日百八十六円ではございません。この献立はできまいと思うのです。今度逆に、百八十六円で献立をするということになれば、政府が二千五百カロリーとれると言うんだけれども、これは二千三百カロリーになるが、二千五百カロリーを割らざるを得ぬだろうと思うのです。そこで、私はけさ方からもこれは政務次官にも質問をしたところですが、政府がこの一日百八十六円で二千五百カロリーになるが、二千五百カロリーを割らざるを得ぬだろうと思うのです。

十三万円までに引き上げるには九百億円を必要とするわけですね。ところが、四十年度の実質を維持するというために幾ら必要であるかというと約

かにその額の対比だけで見れば、大臣の言うよう
に名目的には上がっておると思うのです。しか
し問題は、国民の生活からいくと、実質的には

○藤田(高)委員 この論議は、基本的には非常に大事な問題だと私は思うわけですが、大臣ともなると、こういったこまかい係数いじり的なことに

五百カロリーの献立ができるという自信があるのであれば、これはひとつ国立栄養研究所だけではなくて、直接この税の対象になる消費団体、たとえ

ば主婦連になるか、あるいは労働組合でいえば、総評になるか、同盟会議になるか、あるいは中立労連になるか、一番この勤労所得税の対象になる団体に、大蔵省がいわば胸を張って、百八十六円で十分献立ができるんだ、国立栄養研究所もそう言つておるんだ、それを一つの基準に課税最低限をきめているんだ、こういうふうに強くおっしゃるのであれば、この百八十六円の献立で大蔵省が発表しておるような条件ができるかどうかを、一ぺんアンケート方式なり何らかの適切な方法で調査をさせてみることが必要ではないか。そういう国民の実態、実感なり、実際の生活の中から百八十六円でできるか、それとも二百円にならざるを得ないか、そういう答えを聞くことによって、より的確な課税最低限を設定する条件というものをきめていくべきじゃないかと思うのですが、その点について、そういう諸団体に一度ひとつ政府として調査をさせてみてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○福田(赳)國務大臣 先ほどからある申し上げているのですが、課税最低限は、財政上の理由が大きな決定要因になるわけなんです。試みにまあ国立栄養研究所にメニューをつくってもらつた、こういうようなわけなんで、私どもは別にこれにこだわつておるわけじゃないのです。藤田さんはばかにメニューにこだわられますか、そういう一つの資料ということで試算をしたようなわけなんで、これをさらにはかのはうへ頼んでというような考えは毛頭持つておりません。

○藤田(高)委員 私は、たいへんするいと思うのですよ。大蔵省なり政府が発表したああいう百八十六円の献立表を見ますと、この百八十六円で課税最低限をこういうふうにきめたが、このなには、一日百八十六円何がしでこういう内容の献立ができるんだから、まあまあしんぼうしてもらえる課税最低限だという裏づけの、そういう政治的な意味を持つた発表だと私は思うのです。ことしは、一日百八十六円何がしでこういう内容の献立を出し済つたけれども、去年発表した段階では少なくとも、そういう政治的な理由なり意図が私は

いうものを国民の前に出すべきですよ。これは失礼な言い方だけれども、大臣のような生活をされている人は、私がいま質問をしているようなそぞろくが、いろいろみみっちいことには関心がないかもしれませんけれども、国民の大半の労働者の生活にとっては、こういうことが一番大事なんですよ。そしてまた、勤労所得税を納めておって、勤労所得税が高いとか安いとか論議をしておる国民諸階層にとってのものは、こういう論議が一番問題なんです。いわんや、労働者の女房である家庭の主婦にとっては、こういうことが一番関心が高いのですよ。そのことについて、大蔵省の出しておるのは単なる試みでなにしておるので、そここだわつてもうろくなでは困るというような答弁は、これはいさかかいただけない。これはやはりもつと国民の生活に根ざした真剣な資料として出すべきだ。したがつて、政府は、大蔵省が発表したもののが二千五百カロリーを摂取するのに一日百八十六円で献立ができるとのうのであれば、国立栄養研究所だけでなくしに、それは仰せのように、総評なりその他の労

団体なり、あるいは消費団体にもひとつ積極的な意味において調査を依頼してみましょう、聞いてみましょう、そして、よりよき献立表が将来に向かってできるよう政府としても努力をしましょうと、こういうことにならなければ、国民の生活に直結した、国民の生活に根ざした課税最低限なんというものは、大臣きめられないのじやないですか。その点はどうですか。

○藤田(赳)國務大臣 とにかく、国立栄養研究所は相当権威のある機関でございます。そこが申くたという資料でございますが、先ほどから申し上げておりますように、これは一応の検算の資料なんだということでありますので、これを広く各界にまた再検討を求めるというようなことはいかがであろうか、かのように考えます。

○藤田(赳)委員 やはり所得税の課税最低限を設定する場合の一つの目安にもしろ——これは目安——というのは、大臣なり大蔵省が答弁しておることを前提にしておるわけですが、そういうものにしろ、少なくとも、政府だつたら、政府の責任において発表するようなものがいけなかつたら、これはしょふもないのだというようなことでなくて、なるほど大臣が言うように、国立栄養研究所というのには権威があるといふのであれば、どうですか、国立栄養研究所がこういう献立ができると言うのだが、どうだ、所得税の対象団体になるそういう団体に対して、これで十分というか、大蔵省が発表しているような値段での程度の献立ができる、すなわち、一千五百カロリーなら二千五百カロリー摂手ができるということであれば、積極的に調査されたらどうですか。私は、やはりそういう努力をされることが、政府のやられる所得税をはじめ、もちろんの施策に対して、国民が信頼を置くか置かないかの出発点になると思うのですよ。そういう架空な、国民の生活実態から離れた、家庭の主婦からいえば、こんな金額ではあのメニューに出されているような献立はできないというような、実生活から遊離したようなもので、政府ができるとかできないとかということをなしますと、政府

の発表する資料についての信憑性をこれからも国民は疑うようになると思う。やはり政治は信頼だと思うのです。その信頼を位置づけるものは何かといえば、やはり統計資料ですよ。その資料、数字でこれを裏づけていくことが一番科学的じゃないですか。そういう点からいえば、百八十六円何がしで二千五百カロリーのカロリー摂取ができるといったところを裏づけていくことが一番科学的です。それくらいのことは、私は、むしろ積極的にやってみましょうというのが、大蔵省の、あるいは大臣の態度でなければならぬと思うのですが、どうでしょう。

○福田(赳)国務大臣 このメニューが課税最低限の基準であるというならばそうします。しかし、そうじやないんです。先ほどからある申し上げておるとおり、財政上の事情等も特に勘案いたしましたしてきめた最低限であります。そういうようなことでありますので、このメニューに私どもはそうこだわってはおりません。

○藤田(吉)委員 去年の論議からことしの論議に入ってくるに従つて、はさみ状に、えての悪いことは三十六計逃げるにしかずで、だんだんと政府のほうは逃げ腰になつてきておる。そういう点で、まだあと他の先輩議員の質問もありますから、この問題だけで類似したようなことばかりお尋ねするのもどうかと思いますので、これでやめますけれども、課税最低限の中に用いたエンゲル係数なり、あるいは二千五百カロリーを摂取してどの程度の生活ができるかということは、所得税の課税最低限をきめる有力な条件でなければならぬ、これは客観的にだれが見てもそう思うと思うのですよ。そらしないと、何が根拠になつてこういうものがきめられたのかということは、ばく然とした国の財政事情によってこうなつたんだというだけでは、国民に非常に説得力がない。国民に納得させ、国民に説得力を持たすためには、国民の生活実態から見て、この程度の所得のある人には所

は六〇%の契約を実現をする、こういうことを目標としております。

それで、そういう各省、各機関にわたるところの公共事業費等につきまして、各省ごとに、また各機関ごとに、さらだ、各省にありますては各費用ごとに、どういうテンポでそれを実現するかと、いうことを精細に取りきめております。その取りきめた結果は、契約ベースで七二〇%を実現するという計画になつております。私は、その六〇%のものを実現するという際に七一〇%という実施計画になる、これは行き過ぎのようなところもありますが、今後一天候の状況、そういうような不測の事態を考えますときには、余裕を持っておったほうがいいというふうに考えまして、各省の実施計画を集計しました七二〇%計画、これでひとつやつてみたま。その調整は、今後その進行の状況を見えてとるということにいたしたい、こういう考え方でござります。

地方団体におきましても、とにかく四兆一千億円の予算であります。そのうち、いまちょっと覚えておりませんが、公共事業費的なものが相当あります。政府とはだいぶスケールは違いますが、相当あるようです。これも相ともに促進されなければならぬ、こういうふうにいま考えております。地方のほうにつきましては、自治大臣が促進連絡本部長というふうになりまして、各地方団体ごとに促進の機構ができるわけであります。これも三月県会、地方議会におきましておむねの予算を議決する。その進行状況、計画を見てみると、前年度に比べまして、契約高が二五%になりましたが、そのくらいの増加になる状況でございます。そういう状況でございますので、地方団体のほうも順調に促進し得る、かように考えておるわけであります。私は、六〇%契約目標というものは、中央、地方を通じまして実現し得る、こういうふうに確信をいたしております。

○福田(赴)國務大臣 数字のことはあとで……。
○有馬委員 次に、主税局長にお伺いいたします

が、所得税法の所得控除、報酬控除、医療控除等、あります。この控除の基本的な概念について聞かしていただきたいと思います。

○塩崎政府委員 非常にむずかしい、いろいろの見解のあるところでございます。御存じのようだ

先ほど午前中の委員会におきまして藤田委員にお答え申しましたように、すべての個人に帰属する所得は総合いたして課税する、しかしながら、その際に人件事情のしんしゃくが行なわれるのが、この個人所得税のたてまえでございます。そこで、人的事情のしんしゃくの方法にいろいろござりますが、まず基本的には、いつも問題になりますが、ところの基礎控除、配偶者控除、扶養控除といつた生計面と関連する面の人的控除、これが一つあるかと思います。そこで、それを引いた残りを私どもは課税所得としておるのでございますが、そこだけで足りるかどうか種々の考え方方が出てくるかと思います。そんなようなしんしゃくをする意味におきまして、現在ある制度は、御存じのよう、社会保険料控除、生命保険料控除、雑損控除、医療費控除、それから、最近は損害保険料控除ができましたが、このおのおのについて考え方方が私は違うのではないか、かように考えておりま

まず第一の社会保険料控除、これも人事情報の一つのしんしゃくでありましょうが、また同時に、社会保障への一つの寄与であろうかと思います。それともう一つは、将来の給付には課税いたしますが、現在の掛け金は引いておくという考え方ですがまた一つあろうかと思うのでござります。言葉ならば、現在は控除し、将来において全額課税するという考え方も、社会保険料の推進という政策的効果のほかに課税方式として一つあろうかと思います。それから、生命保険料控除、損害保険料控除となつてまいりますと、そういった人情のしんしやくであるかどうか、なかなかむづかしいかと思います。これは一つに貯蓄の奨励とから

む。しかも、貯蓄の奨励と申しましても、長期貯蓄の奨励という形になりましょうと思います。当

初、社会保険制度が不備な時代には、生命保険料控除制度は、社会保険の不備を補う意味におきまして、生命の減耗に備える意味におきまして、生命保険料控除は社会保険料控除的な意味において理解されておったことございますが、現在まで理解されておったことございますが、現在まで

おいてはそれの意味もございましょうけれども、長期貯蓄の推進といった意味の控除だと思うでございます。損害保険もこれもなかなかむずかしい、財産補償にかかる損害保険でござりますから、むずかしいでございますが、趣旨は生命保険の中の長期貯蓄の優遇という考え方から出来ました考え方からきてると思います。

その次は、医療費控除でございます。医療費控除と雜損失控除、これは、私は二つ合わせまして、収入をあげるために費用ではないけれども、担税力を減殺する要素として医療費の支出あるいは資産の減少等によりますところの種々の費用、費用を出さないにいたしましても、いずれ費用を出さなければならぬという考え方のとに、担税力の減殺という形での控除だと思うでございます。言い落としましたが、収入をあげるために必要な費用は、これは所得ではございませんから、引いたものが所得になります。費用は、当然いかなる意味におきましても控除すべきものだと思います。これは人的控除ではございません。しかしながら、所得控除として考えられております医療費、雜損は、所得をあげるために費用というより要素を加味したものだ、こんなような意味で理解できるのではないかと思うでございます。ドイツでは特別支出控除という制度がございまして、生命保険料控除まで含めまして、特別支出控除がられております。このことは、貯蓄にいたしましても、一つの不可避的な個人として生活していく以上ひとつどうしても出さなければいかぬといふ点を着目して設けた制度かもわからないと思う

のでございますが、そんなような考え方のものとともに、わが国の医療費控除あるいは雑損控除、こういった

○有馬委員 捨除の基本的な生成の根源に触れて、お話をうながす。その実に縛密な答弁でありましたので、私も全くそのうだと思います。また、私どもも、やはりいま西ドイツの例をあげられましたけれども、税制のあり方について各国の事情を見てまいりました。問題は、税負担が重いか軽いかということは、単に率の問題でないことは明らかであります。そういう点で、私どもも固定的な考え方で今回の審議にも臨んでおりませんし、また、過去本委員会における税制の検討の際にも常にその税負担の重さとともにについてあらゆる角度から検討を加えてきました。つもりであります。問題は、その税負担の重さといふものが支出にかかわってくることは、これはもう私が言うまでもないところであります。そういう意味で、私は一昨年でございましたが、予算委員会におきまして、愛知さんが文部大臣とのときに教育費控除ということを提案いたしました。この点について、最近は早稲田の授業料の値上げ問題、昨年は慶応ということで、来年は明治じやなからうかといわれておりますが、いずれにいたしましても、現在の教育費の生計に及ぼす影響としましても、人件控除という意味からいきまして、いましては、既存の控除と教育費控除、これは決して重きません。ならば、私はその担税力の減殺という意味からいきまして、人件控除という意味からいきまして、主税局長が答弁いたしましたような概念からするべく、既存の控除と教育費控除、これは決して重きません。など決定的な理由がなければ取り上げてしかるべきではないか。前の内閣の有力閣僚の一人が、ぜひ検討させていただきたいということを約しながらも、これが本年度の税制改正の中でも取り上げられなかつた。きわめて残念であります。大臣のほうからこの問題についての見解をお伺い

したいと思います。

○塙崎(赳)國務大臣 まあ、教育費の控除までいふと、これは一つの政策目的を控除制度に持ち込む問題かと思うのです。この控除をすればそれが国への収入は減るわけでございます。したがつて、それだけ教育費に投入すべき財源というものが減殺されるということになるのですが、そういう控除をしないで、教育目的のために財源を投入するかどうかというその比較考量の問題もあると思うのです。今日では、教育費控除、その一番大きな教育費といえば、何といってもこれは学費であります。しかし、これに対して、御承知のように育英制度、こういうものも設けられておるわけあります。そういうようなこと、それから学校に対しましては、国立にありますのは、これはもう国立ですから全部政府が責任を持っております。私学に対しましては、あるいは施設費を補助いたしましたとか、あるいは研究費の補助をいたしますとか、あるいは、これは補助ではございませんけれども、財政投融資を私学振興会につき込み、そうして学校経営の負担を軽減する、あるいは私学振興会に対しまして出資を行なっておりますとか、いろいろのことをやつておるわけであります。いろいろのことと、いろいろな行為のほかに、また税の面でも考うべきか、こういう問題が起ると思いますが、何せ限られた財政でありますのでそこまでまいりかねた、こういうのが現実だ、こういうふうに御了解願いたいと思います。

○有馬委員 大臣のそういう答弁があるうかと思つて、控除の基本的な概念について主税局長から伺つたわけです。いまの御答弁では大臣みずからも、ほかの医療費控除なり何なりとの違いはお触れにならなかつたですね。どうでしよう。もし、その医療費控除なり教育費控除と違う点があるならば御指摘ください。

○塙崎政府委員 税の仕組みの問題でございますし、控除の本質的な問題でございますので、私がお答えを申し上げたいと思います。

先ほど、收入をあげるに必要な費用、所得をあげるに必要な費用ではないけれども、担税力の減殺要因として医療費の支出、雑損を着目いたしましたが、その人の将来への投資でございます。そして、医療費控除あるいは雑損失控除があるということを申し上げました。このことは、私どもの理解するところでは、やはり医療費の支出にいたしましても、雑損にいたしましても、やむを得ない、自分の責任でない支出、あるいは災害によるところの住居の崩壊、こういった自分の責任によらない面を着目いたしまして、しかも、一定の足切り等を設けまして控除するというような担税力のしんしゃくをいたしておるのでございます。したがいまして、あくまでも人的控除とは関連はないよう見えますけれども、人的控除とも関連し、さらにもう、生計と申しますか、生活の必要最小限度の部分に関連したものだけを引くといふ思想が私はあるかと思うのでございます。過去におきましては、年々発生する所得に対しまして課税するという理由で、雑損失控除というような制度はございませんでした。譲渡所得は課税するとなつてしまつても、過去の戦前の制度にはなかつたのをございますが、これもシャウブ勅令によりまして、新しく必要最小限度の部分の医療費の支出といいう角度から、そういうたたき税力の減殺要因として控除ができます。

そこで、それでは教育費とどこが違うかということが次の御質問だと思うでございます。義務教育まではもちろん問題ではないと思います。これが入つてかかるかは、扶養控除の金額の適否として判断されるので、扶養控除の金額が種々の支出を基礎としたとして計算されるわけでございます。義務教育も当然入つておりますし、この間までは十三歳というところで限界を引いておりましたが、義務教育費もある限度入つておる、しかしながら、やはり高校以上の教育になりますと、これはもう考え方でございます。もろん、教育

の進歩の程度にも依存いたしますけれども、まず任意な教育でございますし、さらにまた、見方によりますれば、おしゃりを受けるかもしれないが、その人の将来への投資でございます。それで、医療費控除すべきであるか、これはまた議論の分かれるところだとおもいます。最近、租税理論の教科書を見ましても、教育費控除につきましていろいろな意見が出ております。政策的に控除すべきだという考え方もございます。したがいまして、医療費あるいは雑損失控除と並んで、引くことが適当であるか、これはまた議論の分かれるところだとおもいます。最近、租税理論の教科書を見ましても、教育費控除につきましていろいろな意見が出ております。政策的に控除すべきだという考え方もございます。したがいまして、医療費控除からいっても、教育費は控除すべきでないかというような考え方もある。しかしながら、一般的にどの国でも、まだ教育費控除を所得者の担税力の減殺要因として控除している国はほとんど見当たらないのが実情ではないかと思うのでございます。ことに、わが国のように、まだまだ課税最低限が一般の人に対する限りといつたときに、こういった教育費控除がはたしてまず最初に入るべき控除であつてしまつても、過去の戦前の制度にはなかつたのをござりますが、これは、教育問題のあり方とも関連しまして、さらにまた、大臣の申されましたように、教育に対する財政援助のあり方とも関連しまして、よほど慎重に税制といつましても検討しなければいけない問題だ、かよう考へておりま

す。

○有馬委員 あげ足をとるわけじゃありませんけれども、すつきりしないでございます。課税最低限を持つてきたり、そこまで及ばなかつたというロジックではこの問題は解決しないで、いま担税力の減殺の問題とそれから人的控除の問題に触れられることは、医療控除と比較されたのですけれども、どうも納得がいかない。そのところをまだ説明する余地があつたならば、区別ができるのならば、いま少し明らかに区別をしてほしい。

○塙崎政府委員 先ほど申し上げておりますように、所得を得るための費用ならば、当然費用といたしまして控除いたします。それ以上の種々の個人の支出をどういうふうに所得税で織り込むか

発言をされたのですけれども、これはすべて政策目的が入っていますよ。であるとするならば、教育費控除ということを入れてもいいじゃないですか。大臣から……。

○福田(赳)國務大臣 いま医療費と対比されておりますが、医療費は、これはもう避けられないべきです。つまり、それが直接個人の担税力に關係をしてくるものであります。ところが、教育になりますと、そういうものと少し違つてくる。つまり、さつき主税局長が言いましたが、これは個人の判断の問題、親の判断の問題にもかかつてくるわけであります。そういうことを考えますと、やはり控除という普遍的な制度をしく以上、普遍的な共通性というものが家庭にある、こういう必要があると思うのです。教育は、そういう面から見ると、普遍度において医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面でやつていく、こういう考え方になるのだろうと思ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平にいかなければならぬ。公平を維持しながら教育を尊重するという政策を進めるにはどうしたらいいかといふと、これは歳出の面でやつていけばいいことで、先ほど申し上げましたような諸施策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○塙崎政府委員 お尋ねが配偶者控除、生命保険料控除はどうかというお尋ねでございますので、若干補足して申し上げたいと思います。

配偶者控除はどうかという御質問の趣旨は、人

的控除であるならば、その他の扶養親族と金額が

同じであるべきではないかという角度からの御質

問かと想像するのでございますが、配偶者控除は

人の間の代表であることはもう間違いないございま

せん。ただ、配偶者という特殊な性格に着目いた

しまして、できる限り基礎控除と同じに、単純に、

二人世帯の場合の一人目の扶養親族の生計費と同

様に見るのがいいのかどうか、このあたりは少し

考え方に入っていることは事実でございますが、

しかし、基礎的な生計費の面を考慮いたしました

基礎控除と並んでの人的控除であることは間違い

ません。ささらに、生命保険料控除につきましても、御存じのように、所得限度が設けられます。

そこで、御存じのように、所得限度が設けられ

ておりますように、一つの政策的な貯蓄奨励の見

地が入つてゐることは間違いないところでござ

ります。しかしながら、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

かといふと、これは歳出の面でやつていけばいい

ことで、先ほど申し上げましたような諸施

策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○塙崎政府委員 お尋ねが配偶者控除、生命保険

料控除はどうかというお尋ねでございますので、

若干補足して申し上げたいと思います。

配偶者控除はどうかという御質問の趣旨は、人

的控除であるならば、その他の扶養親族と金額が

同じであるべきではないかという角度からの御質

問かと想像するのでございますが、配偶者控除は

人の間の代表であることはもう間違いないございま

せん。ただ、配偶者という特殊な性格に着目いた

しまして、できる限り基礎控除と同じに、単純に、

二人世帯の場合の一人目の扶養親族の生計費と同

様に見るのがいいのかどうか、このあたりは少し

考え方に入っていることは事実でございますが、

しかし、基礎的な生計費の面を考慮いたしました

基礎控除と並んでの人的控除であることは間違い

ません。ささらに、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

かといふと、これは歳出の面でやつていけばいい

ことで、先ほど申し上げましたような諸施

策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○塙崎政府委員 お尋ねが配偶者控除、生命保険

料控除はどうかというお尋ねでございますので、

若干補足して申し上げたいと思います。

配偶者控除はどうかという御質問の趣旨は、人

的控除であるならば、その他の扶養親族と金額が

同じであるべきではないかという角度からの御質

問かと想像するのでございますが、配偶者控除は

人の間の代表であることはもう間違いないございま

せん。ただ、配偶者という特殊な性格に着目いた

しまして、できる限り基礎控除と同じに、単純に、

二人世帯の場合の一人目の扶養親族の生計費と同

様に見るのがいいのかどうか、このあたりは少し

考え方に入っていることは事実でございますが、

しかし、基礎的な生計費の面を考慮いたしました

基礎控除と並んでの人的控除であることは間違い

ません。ささらに、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

かといふと、これは歳出の面でやつていけばいい

ことで、先ほど申し上げましたような諸施

策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○塙崎政府委員 お尋ねが配偶者控除、生命保険

料控除はどうかというお尋ねでございますので、

若干補足して申し上げたいと思います。

配偶者控除はどうかという御質問の趣旨は、人

的控除であるならば、その他の扶養親族と金額が

同じであるべきではないかという角度からの御質

問かと想像するのでございますが、配偶者控除は

人の間の代表であることはもう間違いないございま

せん。ただ、配偶者という特殊な性格に着目いた

しまして、できる限り基礎控除と同じに、単純に、

二人世帯の場合の一人目の扶養親族の生計費と同

様に見るのがいいのかどうか、このあたりは少し

考え方に入っていることは事実でございますが、

しかし、基礎的な生計費の面を考慮いたしました

基礎控除と並んでの人的控除であることは間違い

ません。ささらに、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

かといふと、これは歳出の面でやつていけばいい

ことで、先ほど申し上げましたような諸施

策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○塙崎政府委員 お尋ねが配偶者控除、生命保険

料控除はどうかというお尋ねでございますので、

若干補足して申し上げたいと思います。

配偶者控除はどうかという御質問の趣旨は、人

的控除であるならば、その他の扶養親族と金額が

同じであるべきではないかという角度からの御質

問かと想像するのでございますが、配偶者控除は

人の間の代表であることはもう間違いないございま

せん。ただ、配偶者という特殊な性格に着目いた

しまして、できる限り基礎控除と同じに、単純に、

二人世帯の場合の一人目の扶養親族の生計費と同

様に見のがいいのかどうか、このあたりは少し

考え方に入っていることは事実でございますが、

しかし、基礎的な生計費の面を考慮いたしました

基礎控除と並んでの人的控除であることは間違い

ません。ささらに、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

かといふと、これは歳出の面でやつていけばいい

ことで、先ほど申し上げましたような諸施

策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○有馬委員 いま坊委員が冗談に言つております

が、私はこれを控除対象にして、大

臣の答弁を聞いておりましても、普遍

性という意味からいっても、担税力の減殺と

地が入つてゐることは間違いないところでござ

ります。しかしながら、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

かといふと、これは歳出の面でやつていけばいい

ことで、先ほど申し上げましたような諸施

策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○有馬委員 いま坊委員が冗談に言つております

が、私はこれを控除対象にして、大

臣の答弁を聞いておりましても、普遍

性という意味からいっても、担税力の減殺と

地が入つてゐることは間違いないところでござ

ります。しかしながら、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

かといふと、これは歳出の面でやつていけばいい

ことで、先ほど申し上げましたような諸施

策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○有馬委員 いま坊委員が冗談に言つております

が、私はこれを控除対象にして、大

臣の答弁を聞いておりましても、普遍

性という意味からいっても、担税力の減殺と

地が入つてゐることは間違いないところでござ

ります。しかしながら、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

かといふと、これは歳出の面でやつていけばいい

ことで、先ほど申し上げましたような諸施

策が行なわれた、こういうふうに考えます。

○有馬委員 いま坊委員が冗談に言つております

が、私はこれを控除対象にして、大

臣の答弁を聞いておりましても、普遍

性という意味からいっても、担税力の減殺と

地が入つてゐることは間違いないところでござ

ります。しかしながら、生命保険料控除は大正何

年からですか、古くから設けられた、そのときの

衆議院の速記録を見ましても、社会保障の不備な

制度をしく以上、普遍的な共通性というものが各

家庭にある、こういう必要があると思うのです。

教育は、そういう面から見ると、普遍度において

医療費とは違う、そういう角度から、歳出の面で

やつていく、こういう考え方になるのだろうと思

ひます。税制でいうと、どうしてもこれは公平に

いかなければならぬ。公平を維持しながら教育を

尊重するという政策を進めるにはどうしたらいい

か

た際にどういう影響が生ずるかどうか、このあたりを見きわめなければ、私は新税は創設すべきでないと思うのでござります。広告税を課税すべしという論拠は、現在の過当競争の結果生じておる過大な広告の支出に着目し、さらにまた、大企業のみが広告ができる、中小企業は広告費の支出ができない、こんなようなことが理由になつておるようには私は見受けるのでござります。あるいはまた、誇大広告はけしからぬという倫理的な意味があるかもしれません。しかしながら、私は、広告費の支出がやはり企業を維持する条件といたしまして必要な費用を構成していると思いますし、さらにまた、現在の経済社会は、広告費といふ支出を通じまして市場の開発をするといふことも、さらには、消費者の消費を適正にすることも大事だと思ひます。

そこで、おっしゃる点は、そういった点じゃなくて、一定限度の過大な広告を抑えることはどうかという点が、またその次の有馬委員の考えておられる案ではないかと思うのでござります。あたかも、交際費の支出が一定限度を越えるものについて、法人税法上は損金を否認するということから考えられるのではないか、こういうことになるとおもいます。しかしながら、広告費の支出につきましては、先ほど申し上げておりますように、企業の基本的な、現在の資本主義経済社会の不可欠な部門でござりますが、やはり広告の中には弱いものが広告しなければならぬ面が相当ございます。さらにまた、新規に進出した企業が、企業には太刀打ちできないといったような要素もござりますし、そんなようなことを考えますと、弾力性の面から見ても、広告税の課税は問題でござります。さらにもう一つ、それでは一定企業だけといふようなお話をございましょうが、これは、企業によって税負担の差をつけること自体も、法人税のような一般的な負担がある上に差をつけるとなると、これまた問題だと思うのでござります。葵屋さんあるいは電気メーカー、当然広告費が多

いような宿命を持つておる、この宿命をつかまえて強制的に税を取ること自体、はたしてどんなものであるかという気がするのでござります。さらにまた、それでは一定基準ということになりますが、これはまた、業態によりまして広告費の支出去しまして一定基準を越える広告費だけをつかまえたりするのでありますので、その適正な程度は非常に違つておりますので、それが、これまでに私どもも経験したのでござりますが、これがまた、業態によりまして広告費の支出来ます。すると、過去に私どもも経験したのでござりますが、これがまた、業態によりまして広告費の支出来ます。が、これはまた、業態によりまして広告費の支出来ます。規範を見つけることは技術的になかなか至難のわざ、神わざみたいな感じがいたしておりますし、税務の執行面でどうも貌然としない面も出てくる問題ではないか、かようて考えております。

○有馬委員 私の学校で学問として宣伝広告という問題について研究して、あなたが言われるよ

うに、交際費課税にしても、物品税にしても、必ず押えるということでは、とにかくいろいろな効

果があると思うんですよ。これは私がここで述べなくとも、もうおわかりだろうと思ひます

が、そういう意味で、やはりこの広告費課税といふことについて百も承知の上でぼくは質問してお

ります。もちろん一定限度、過当広告といふことになる。そして、むずかしいと言われるけれども、交際費課税にしても、物品税にしても、必ず押えるということでは、とにかくいろいろな効

果があると思うんですよ。これは私がここで述べなくとも、もうおわかりだろうと思ひます

が、そういう意味で、やはりこの広告費課税といふことについても、ひとつ前向きで検討いただきたいと思います。この前わが党の税制改草案を発表いたしましたが、私どもは常に常識上考

えて、こうあるべし、租税の公平負担の原則から考

えておりません。それは自信を持って言えると思

うのです。そういう意味で、やはり課税されてよい効果が出る、消費者にとっても、また、過当

広告を抑えるという意味においても、私は、企業

自体にもむしろ逆にいい効果をもたらしてくるものだ、このように考えておりますから、この点に

ついても、ひとつ、坊委員のほうでも考えてもら

う、政府のほうでも考えてもららう、このことを要

望いたしておきたいと思います。

これから、武藤委員と春日委員の質問が残つて

おりますから、あと一点だけお尋ねいたしたいと

思ひます。

○塩崎政府委員 参議院の木村委員の御要求資料

といたしまして出した資料に二つの物価調整減税

の数字が出ておりますので、私どもの考え方があつたのではないか、こういう疑問を持たれたと

思ひますが、私どもいたしましては、別に考え方を変えたのではありません。消費者物価減税

につきましては種々の考え方がありますし、消

費者物価の引き上げに伴いまして所得がすべて伸

びたと見る、そのときに、平均の伸びに応じまし

て所得税の税があえるのはいいけれども、累進税率で、そのステップで上がつていて、税額の伸

び以上にあえるのは、これは抽象しなければならぬ、こういった二つの考え方、この二つの考え方

の数字を提出しただけでありまして、これは必ず

これが正しいかということは種々の考え方があるわけですが、これがどうかをそれといふ

べきでないという理由があつたらお聞かせを

いただきたいということです。

○塩崎政府委員 租税というものは絶対に起こりません。政策上のきわめて強い要請のもとにございません。

では、もちろんむずかしい租税でもやるべきこと

は十分存じております。しかし、そういった税を

起こしたことの効果が、経済上どういった弊害を

生むか、あるいは利益を生むか、これを勘案して起

こすべきではないか。そういう角度から見ます

れば、また執行もむずかしい税ではないか、こう

いうふうに申し上げておるつもりでござります。

物価調整減税について大蔵省の考え方があるぐるぐる変わつておりますが、この理由を主税局長のは

うからお聞かせいただきたい。

○塩崎政府委員 この二つの考え方の差異は、わざいます

ざいます

ての所得者について、たとえば、消費者物価が

五・五%伸び、さらには、所得者が伸びた結果、累進

税率が上がっていると見ること自体がどうであろ

うか、やはり消費者物価の影響は生活に関する

部面、そうなりますと、どこかむずかしいのでござりますが、現在の段階では、私どもが考えてお

りますところの課税最低限にどの程度影響するか、それが考えられるべきではないか。こういった意味で、新しく課税最低限に五・五%影響したものとのいたしまして、それをすべての所得者から影響を除却するにはどうしたらいいか、こういうふうにしたものが、新しく提出した数字でございまして、いずれにいたしましても、考えは両方成り立つと思います。

○有馬委員 これもまた議論の存するところであります。が、いずれまた機会を見てやりたいと思います。

それから、大臣に、これは端的に一問聞きます。

給与所得の源泉徴収はやめたらどうですか。やめられない理由があつたら、お聞かせをいただきたい。

○福田(赳)国務大臣 これは、徴税の簡素化といふようなことを考えますときに、私は、やめることはありませんことに困難だ、さように思います。

○有馬委員 私がこういった唐突な質問をするその背景はおわかりだらうと思います。そういう意味から、ただ、廃止できないのは、徴税の簡素化という意味だけですか。

○福田(赳)国務大臣 そうだらうと思います。

○塩崎政府委員 有馬委員の背景は、まあ、わかつたようなわからないような、むずかしい背景がおありかと思いますが、源泉徴収制度は、確かに、徴税費用の問題、徴税の手数の問題として考えられますがけれども、同時に、これは納税者がいすれまた納税しなければならないことを考えますと、納税者のためにもあると考えていただきたい、かようになります。もちろん、このことによつて、源泉徴収を受けない者との間の負担の不均衡、あるいは納税が早目になるといった、むしろ納税者のためというのには、おためこかしではないか、こういう御批判があるかと思いますが、それはそれなりに努力し、国税庁におきましても、税の執行面において、調査の充実あるいは課税の適正化をはかつていただく、こういうことが必要だ

○三池委員長 この際、あわせて、関税定率法の一部を改正する法律案、関税暫定措置法の一部を改正する法律案、関税法等の一部を改正する法律案及び関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 きょうは、民社党との時間の割り振りで、三十分以内でやめろという一応約束でありますので、大臣を中心に、大きな政治的判断を必要とする問題だけに限ってお尋ねをし、残余は二十二日の質問に譲りたいと存します。

まず最初に、日本は、御承知のように貿易立国で、貿易を中心いていかなければならぬといふ宿命的な國の状態に置かれております。そういう国情でありますから、貿易関係というものは、國民所得に比してどの程度まで貿易に依存

と思ひますし、さらによつた、昨日の委員会で申し上げましたように、源泉徴収を受けます給与所得者には、給与所得控除という形で特殊な控除がございます。これは所得控除といったとしても、先ほど言い落としましたけれども、給与所得者の源泉徴収の不利を補うという意味も一応あるかと思ひます。ですが、こういった点で、ひとつその不利益は相殺する、こういふものでござります。この制度はどこの国でもやつておる制度でございまして、突如としてそいつた大きな話を持ち出されますと、非常に困るわけでございますが、これは税制として重要な支柱と考えております。

○有馬委員 ぼくが出したことばは、公平の問題、それから憲法上の問題、背景は、大きな問題と言わざるよう、これは大きいわけです。そういう意味で出したんだで、この点についても、また論議を深めたいと思いますが、とにかく、さつき言つたように、時間の制約があるようではありますから、以上で、私の本日の質問は終わります。

○**福田(赳)国務大臣** 今日、日本の貿易依存度、これは大体一・一%ということになるわけであります。このペーセンテージが一体適切であるかどうかという問題であります。いまどのくらいが適切であるかという武藤さんのお話でございまが、私は、これはより高きを可とする。わが國の、どのような資源の少ない國は、どうしても貿易に依存する度合いはますます高くしていかなければならぬ。そういうようなことを考えまして、これは際限なく高い、こういうことを目標にして進まなければならぬ、かようになります。

○**武藤委員** 通産省、戦前の国民所得に対する割合といふものは、昭和九年、十年の辺を基準にすると、貿易依存はどんな状態でございますか。

○**今村説明員** 的確な数字をここに持ち合わせしておりませんが、最近の国民所得に対する貿易の率は著しく高くなつておりますが、戦前の、昭和年前後の数字と比べますと、まだ現在その数字を達しておらぬというふうに考えます。

○**武藤委員** したがつて、率からいくと、まだ戦前の水準に達していない。むろん、絶対額は国民所得が伸びておりますから、それだけではかるわけにはまいりませんが、それでも輸出あるいは輸入の角度から見ても、もつともっと伸びなければならない。その場合に、今日障害となつておると思われるものは何か。日本の輸出を伸ばし、あるいは安い原料を手に入れ、貿易を拡大するところの障害条件は何か。それをひとつお聞かせ願いたい。

○**今村説明員** 貿易拡大の要件に対する阻害条件は何かといふ御質問でございますが、これはいろいろな角度から考えられると思います。

まず第一に考えなければなりませんのは、日本が戦後比較的立ちおくれて國際社会に入りましたな方針について、まず大臣にお尋ねしたいと思します。

○武道はかくまでに非難する。○武道といふことは、國が武道を認めたものだ。○武道といふことは、國が武道を認めたものだ。

その上、日本は、輸出の面で、市場開拓の歴史の中には、かなりある。それが非常に行き届いて、そこにある。そこには、それが相からみ合い、それが非常に相からみ合わない、こういうことがあります。

本に対する制限的措置とい
戦後まだ二十年で、市場の
おらぬ大きな原因是こう
して私は、きょうは関税率
議されるわけありますか
まして、輸出がなかなか伸
が要因をなしておるものと
いう障害を取り除くため
よしもして、低開発国でござい
まじめで、日本は伸長を
うな後日本の輸出の伸長を
が、当面関税率の問題でわ
なければいけない国だ、か
の貿易振興をはかるために
つきまして検討を要する国
すアメリカ合衆国、それか
らの後日本への輸出の伸長を
よしもして、低開発国でござい
まじめで、日本はどうもアメリカ
非常に腰が弱い、そういう
が、大臣としていかがで
た大臣に就任して浅いから
元しておらぬといえばそれ
アメリカに対する日本政府
はやはり交渉相手として一
りた。それに対する日本政
えてはおりませんです。
題になつておりますのは、
とりますか。

鉄鋼、織維でござります。そういうような問題につきましても、まあ、わが國としては主張すべきところは勇敢にこれを主張しておる。また、同時に、アメリカの主張もあるのです。アメリカの主張は、一番問題は、日本へのアメリカ資本の導入を

○武藤委員 そこで私は、どうもアメリカは虫がよ過ぎるのではないかという感じがするのであります。それがいつも相からみ合ってすつきりした形になつておらぬ、こういう状態であります。

○谷川政府委員 ケネディラウンドにおける交渉は、これは私から申し上げるより局長から聞いたほうがいいと思うのであります。ケネディラウンドのねらいは一体何ですか。

の目標としましては、ガット加盟国そのものの
関税率を適当なところまで引き下げるることにより
まして、ガット加盟国相互間の貿易の伸長をはかる
ということをございます。同時に、関税率の問題
のみならず、関税率以外に貿易の障害になつて
おりますいろいろな制度的な問題等につきまし
ても、廃止の方向にお互いに歩み寄つて話し合
をする、いすれにいたしましても、貿易の振興を
はかるということがねらいであります。

うのを比較すると、E E C、日本はやや類似した
ような税率であるが、アメリカは特に高い品目数
がまだ多い。特に中小企業製品については非常に
関税率が高い、そういう現状のまま、ケネディラ
ウンドは一括五〇%現状より引き下げる、そうす
ると、やはり底が違うのですね。もう現状の関税
率 자체が差があって、アメリカのは非常に輸入禁
止的な、輸入制限的な率でできてる、組み立て
られている、そういう関税体系のもとで一律五
〇%引き下げしても、一番有利になるのは、アメ
リカの意図した方向に実を結ぶのであって、私は
非常にアメリカは虫がいいと思うのであります
が、政府はそういう点についてはどういう感じを
お持ちになつておりますか。

○谷川政府委員

○谷川政府委員 ケネディイラウンドにおける交渉のやり方につきましては、鉱工業品、農業品等につきまして話し合いをする手順等はいろいろ差異があるわけでございますが、特に、鉱工業品の中では世界的に少數の国が輸出の大部分を占めておるようなものにつきましては、その関係の国が集まりまして、それぞれの関税率を五〇%引き下げるという方向で、なおかつその間の調和をはかる、関税率の高い国が特に結果的に有利にならないようになりますと、特定な品物につきましては、全体としてどの程度の関税率におさめるかというようなことも、交渉のやり方の一つとして論議されておるわけであります。交渉の当事国が特に有利にならないよう、全体としてまとめていく方向で話し合いが行なわれておるわけでございます。

○武藤委員 そういう話し合いを進めておりますが、今度のケネディイラウンドの考え方は、その国の経済構造あるいは貨金や社会的条件、そういうものまでには触れないようにしようという前提でケネディイラウンドは出発をしております。したがって、アメリカの現状をEECや日本と比較した場合には、より国内生産者を保護するような立場の古い体制の中で一括五〇%下げようというから、EECが非常に不満を持っております。そこで、大蔵大臣にお尋ねしたいのであります

○福田(赳)國務大臣 ケネディイラウンドは非常な勢いでスタートしたわけでございまして、これは急速に成功をおさめるのではないかと、いう見方も、一時は一般的に行なわれたようですが、政局の一員としてかなり関心を持たれている問題であります。これがもう経済問題もありますが、同時に、政治を通し、見解はいかがでございましょうか。

問題がからまつて いると思うのです。つまり、アメリカ対フランス、ジョンソン対ドゴールですね。この関係がどういうふうに展開するかということですが、ケネディラウンドの将来に非常に大きな影響を持つ問題だらうと思います。最近、御承知のように、ことにことになりましたから、経済的な角度から見た米仏関係というものが改善をされてきておるわけで、そういうことを背景といたしましてして、一時 EEC を脱退いたしましたフランスが EEC にまた復帰をする、こうしたことになつてきている。そういうことから見て、またケネディラウンドの成功への見通しといふものが強まつてきておる、こういうふうに思うわけであります。

一番問題になるのは農産物の問題ではないか、ドゴールが経済的に関心を持つのは農産物の問題だ、この問題につきまして EEC 間の調整ができるると、これがアメリカとの間の調整に発展をする、こういうふうに見ておるわけですが、最近の傾向は、来年が五年目の期限になりますから、その期限までにこの問題が成功裏に決着する可能性が非常に強まつてきておる、こういう判断をしておりまます。

○武藤委員 もしケネディラウンドが成功すると、いう前提に立つならば、今日アメリカが制限的な関税を設けているそういう個々のものに対して、日本政府はいまのうちにやはりできるだけ引き下げさせる両国間における関税交渉というものをやつておかぬといかぬ、私はそういう感じがするわけであります、そういう点については、専門家の閣税局長はどうお感じになりますか。

○谷川政府委員 アメリカと交渉する場合に問題になりますのは、関税率の問題、それからさらには、関税率以外の関税障壁の問題、特にダンピング法の適用の問題等ござります。関税率の問題につきましては、それぞれ自国の産業にとりまして非常に影響が重大な物品につきましては、例外リストを出し得るということになつておりますし、アメリカにおきましても若干例外リスト、日本も相当数の例外リスト、その例外リストにつきまし

ては五〇%下げないという方向で話が進みますけれども、最終的にはこの例外リストの幅を狭める、あるいはそのうちの幾つかのものにつきましては、五〇%までいかなくとも若干下げられるものがあるかどうかというようなことで、アメリカと日本との間のK.R.交渉の結果、あまり日本の立場で不利にならないような考え方で交渉を進めておるわけがあります。それから、関税率以外の問題、特にダンピング法の問題等につきましては、ガットの会議の場あるいはアメリカとの交渉の場におきまして、日本の輸出にとりまして、アメリカ国内の法制がわが国にとって不利にならないような方向でアメリカと折衝するということです後やつていくことが必要だ、こういうふうに考えておるわけであります。

○武藤委員 この問題を議論しておりますと時間がたいへん経過いたしますから次に進みますが、今日の地域別の輸出入状況というのを見ますと、日本の貿易構造というものをやはり再検討する必要があるような数字が出てきておる気がするわけです。四十年はアメリカとの関係は対等取引になつて、たいへん改善されてきておるわけであります、非常に輸入超過の国、東南アジアには輸出一方、アフリカも輸出超過一方、こういう姿が日本の長い間の貿易構造から生まれた結果であります。そこで、四十年の輸出入の実績でアメリカは一体どうしたことになつていますか、四十年の集計を伺います。

○今村説明員 四十年の数字を申し上げます。アメリカ合衆国に対する輸出額は二十四億七千九百万ドル、全額に対して占めます比率が二九・三%でござります。それから、同じくアメリカからの輸入でございますが、二十三億六千六百万ドル、占める比率が二九・〇%でございます。

○武藤委員 初めてアメリカとの関係で輸出超過になつたのが昭和四十年、それ以前の統計数字を見ると、ずっと輸入超過である。約四億ドルから五億ドルの間に常に輸入超過であつたわけです。こういうアメリカと日本との貿易のしりを見ますと、四十年は非常に好ましい方向に変わつてき

た。そこで、これがこのままでこういう大勢で推移するのか、それとも、ホンダドリームのオートバイも今度は輸入規制をする、あるいは鉄鋼についても輸入の規制をしようとしておる、あるいはハルトケ、ハーロン提案の改正案なるもの国会にすでに上程されている、そういうようなもろもろのアメリカの日本品に対する規制の強化の動きが非常に顕著になつてきておる。私はそれを非常に心配をしておるのであります、そういう面から見ると、せっかく昨年一年間改善されたこういう形というものは今後持続されるものかどうか、その見通しのほどはいかがですか。

○今村説明員 ただいま御指摘のように、対米貿易の輸出入の均衡は、過去において恒常的な輸入超過という状況でございます。幸いにして、昨年は非常な輸出の膨張及び輸入が非常に伸び悩みましたためにただいま申し上げましたような数字になつたわけございまして、最近のアメリカ経済の成長の状況から見まして、予想される程度の将来につきましては、やはり日本の輸出は順調に伸びいくだろうというふうに考えております。それから、輸入のほうは、日本の経済動向によりますけれども、近い将来におきましては、現在のような均衡あるいは若干の輸出超過という好ましい状態が予想されるものと思ひます。

○武藤委員 そうすると、鉄鋼の問題にしても、あるいは食器類にしても、いろいろの自主規制をさせられ、輸入制限的な強硬なアメリカの態度が濃厚になってきて、昨年のような趨勢を今後もたどる、四十一年度あるいは四十二年度までぐらいを見通した場合に、ここ両一、三年間は去年のようない推移をたどるであろう、こう見ておるわけでありますか。

○今村説明員 いろいろ問題は確かにござりますけれども、全体としては対米輸出は好調な経過をたどるものというふうに私どもは予想しております。

○武藤委員 そこで、この貿易額から見ると、日本の特に外貨をかせぐ輸出市場としては、東南ア

ジア——中近東は輸入超過で、たいへん日本のほうが入り過ぎておりますが、台湾、韓国、アフリカ、こういうところが日本の輸出超過国の代表的もろもろのアメリカの日本品に対する規制の強化の動きが非常に顕著になつてきておる。私はそれを非常に心配をしておるのであります、そういう面から見ると、せっかく昨年一年間改善されたこういう形といふものは今後持続されるものかどうか、その見通しのほどはいかがですか。

○今村説明員 ただいま御指摘のように、対米貿易の輸出入の均衡は、過去において恒常的な輸入超過という状況でございます。幸いにして、昨年は非常な輸出の膨張及び輸入が非常に伸び悩みましたためにただいま申し上げましたような数字になつたわけございまして、最近のアメリカ経済の成長の状況から見まして、予想される程度の将来につきましては、やはり日本の輸出は順調に伸びいくだろうというふうに考えております。それから、輸入のほうは、日本の経済動向によりますけれども、近い将来におきましては、現在のようない均衡あるいは若干の輸出超過という好ましい状態が予想されるものと思ひます。

○武藤委員 そうすると、鉄鋼の問題にしても、あるいは食器類にしても、いろいろの自主規制をさせられ、輸入制限的な強硬なアメリカの態度が濃厚になってきて、昨年のような趨勢を今後もたどる、四十一年度あるいは四十二年度までぐらいを見通した場合に、ここ両一、三年間は去年のようない推移をたどるであろう、こう見ておるわけでありますか。

○今村説明員 いろいろ問題は確かにござりますけれども、全体としては対米輸出は好調な経過をたどるものというふうに私どもは予想しております。

○武藤委員 そこで、この貿易額から見ると、日本の特に外貨をかせぐ輸出市場としては、東南ア

内が不安定で、輸出はしたものの、どうも政変があるとこげつき債権になつて損をする。それが國家の資金で一応輸出入銀行の肩がわりみたいため、ときには国損を生ずる場合もあるであろう、こういう不安定な貿易構造でありますから、これを立てるだけやはり変える努力をしなければならない。そういうような面における通産省の業者に対する指導というのは、一体どういう指導方針を立てて貿易構造の改善をしようとしたのか。たとえば、北朝鮮、中国、ソ連、こういうようなところから原料を入手して、さらにそれを販売する先をラテンアメリカ、こういうような方面や、改善しなければならぬECC、その他の西欧諸国、こういうような方面にもっと向けていく、やはりこれを適切な國の方針を立てていかないと危険性を常に伴っていく、こういう感じがするのであります。ですが、その辺の指導というものはどういう方針を立てておるのでありますか。

○今村説明員 ただいま御指摘のように、貿易のバランスがある一定の地域に対して非常に著しい出超になつておる、それからまた、他の地域に対することは非常に入超になつておる、あるいはまた、一つの地域に非常に集中して依存しておる、これは理想的に申しますと、必ずしも好ましいことでございませんが、大臣の数字より若干多い記憶しておりませんが、大臣の数字より若干多いのじやないかという感じがしております。

○武藤委員 若干じやないですよ。三千万ドルと日本経済新聞や他の新聞に発表しております。お記憶しておりますが、大臣の数字より若干多いのじやないかという感じがしております。

○武藤委員 若干じやないですよ。三千万ドルと日本経済新聞や他の新聞に発表した数字だと思います。おそらくこれは政府の発表した数字だと思います。一千五百万ドル違いますよ、三百六十億円。これは大臣、ちょっとインドネシアに対する認識——つい最近インドネシアの問題について閣議をやつたばかりではありますか。私はそれをお尋ねするのではありませんか。私はそれをお尋ねするのではありませんが、大臣、日本の政府は十五日の日で閣議を開いて、インドネシアにこれから日本政府としては援助しよう、こういうことがございました。本政府としては援助しよう、こういうことがございました。十五日の夕刊に各紙一斉に出たのですから、あなたは閣議に臨んでおったと思うのですが、臨んでいましたか、これはどうですか。

○福田(赳)国務大臣 焦げつきの額は、十日か二週間くらい前の状況では大体二千万ドルですが、その後またふえてきたものがあるようです。多少不足しておりますが、お尋ねの通り、新聞を見ておりませんけれども、印度ネシアの問題といふものは、これは急的な問題とそれから恒久的な問題があるだろうと思うのですが、大蔵大臣はいかがな見識を持っていますか。

○福田(赳)国務大臣 外務省が何と言つたか、私は新聞を見ておりませんけれども、印度ネシアの問題といふものは、これは急的な問題とそれから恒久的な問題があるだろうと思うのですが、大蔵大臣はいかがな見識を持っていますか。

○武藤委員 そこで、政情不安の一つの大きな原因ともなつておるわけですが、そういう問題を一体どういうふ

うにインドネシアとすればしていくのだろうか、こういう問題がある。同時にもう一つは、日本を含めて、各国に非常に多額の債務を背負っておるわけです。この債務を一体どういうふうに処理していくか、こういう問題に当面しておると思うのです。これが見当がつかないというと、正常貿易は各国との間に始まらない、こういうことかと思うのです。それで、これはインドネシアがどういうふうに処置するかという問題、日本に直接関係のある問題ではございませんけれども、当面の対策については、インドネシア自体がいろいろ考えておるというふうに伝えられております。

それから恒久対策につきましては、これはやはりインドネシアが各国と正常貿易を始める、その前提として決済の計画を立てるというためには、インドネシアの経済再建計画というようなものが必要であります。そういう段階かと思うのであります。そういう経済計画が立ち、また、それに伴う決済計画というようなものができるという際に、私はどこの国もインドネシアの問題を背負って立つというような国は一つもあり得ないと思う。そこで、自然に国際コンソーシアムというような問題がどことなく起つてくる傾向をたどるであろう、こういうふうに思うのですが、そういういろんな問題を飛び越えて、日本だけがインドネシア問題を引き受けるのであることを外務省が言うはずはない。もしそういうことを言っておるとすれば、これは独走であります。お話のとおりであります。

○武藤委員 私も実は外務省の独走だと大蔵大臣

の答弁が出るだらうと思っておったのであります

が、結局、この責任は、為替局長ですか、輸出入銀行ですか、この三千万ドルの焦げつきについて

は、政府機関としてはどこが一応肩がわりして資金を出すことになりますか。輸出入銀行ですか、それとも別な機関で代位弁済みたいな形になつておるのですか。

○鈴木(秀)政府委員 ただいま滞つております二

千万ドル、私、正確に覚えておりませんが、若干少

ないといったしましても、その金額を前提としたじまして考えますと、大部分が民間の通常の輸出で行なわれたものでございますから、輸出入銀行が事故として、通産省にあります輸出保険特別会計のさしあたつての負担というものになるわけですが、大部分は民間のものでございます。したがいまして、もし向こうが払つてこない場合には、保険の事故として、通産省にあります輸出保険特別会計のさしあたつての負担といつものになるわけですが、さります。現在はしかばん保険会計に全部がいつておるわけではございません。

○武藤委員 局長、これは次の二十一日の私の質疑までの間にひとつ資料を整えて、民間ベースで完全にやっているもの、あるいは輸出入銀行を経由して、輸出入銀行が代位弁済みたいな形で支払うもの、それそれ性格の違う取り引きについては資料で提出願いたい。きょうは、せっかく皆さんに足を運んでいただいたのであります。春日委員との約束がありまして、非常に簡単な質問しかしょくは、ひつ御了承願いたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○三池委員長 春日一幸君。

○春日委員 私は、所得税法、法人税法並びに相続税法の三税法、いよいよ煮詰まっておるよう

ございますので、この三案に關係をいたしましたが、特に政策的見地から大臣に所見を伺つて、今後の善處を求めておるといつています。

第一番にお伺いをいたしたい点は、事業所得者の専従者控除の問題についてでございます。一体この税法の中で事業所得に対する専従者控除の制度が設けられております政策目的は何か、また、その理由は何か、まずこの点について御答弁を願いたい。

○塙崎政府委員 お尋ねは、現在事業所得者についてござりますところの専従者控除の趣旨いかんを得でございます。費用の中にどういったものが

入りますかは、これは企業経理の慣行その他できまるわけでございますが、もちろんその中に、使

用したところの、従事した従業員に支払いました費用が入ることは当然でございます。そこで問題は、家族労働に対する報酬が事業所得をあげるに

必要な費用として控除されるかどうかという問題にならうかと思います。私どもは、厳密な意味におきまして、他人を使いました場合に支払った労

費は、契約上の費用といたしまして、これは当然費用だと思います。そのような意味におきまして、他人を使いました場合に支払った労

費は、契約上の費用といたしまして、これは当然費用だと思います。

たします。しかし、塙崎局長の御答弁は、まるで

ずぶのしろうとにかんで含めるような御答弁で、不肖のごとき大ベテランに対しても無用に存じます。だから、論理の骨子を整理してひとつ御答弁

願いたい。あと二点でございますから。

それで、この制度を設けた趣旨というものは、

認められておるが、家族従業者についてはそこに若干の不明確さがあるので、最高限度額を法定し

たものと見るべきである。だから、整理して言うならば、法人と個人との負担均衡の原理の上に算入されておる。したがつて、法人と個人との負

担の均衡をはかるという観念からこういう制度が設けられたと見るべきではないか。他人の労働の

対価として支払ったものは経費として損金算入を認められておるが、家族従業者についてはそこに若干の不明確さがあるので、最高限度額を法定し

たものと見るべきである。だから、整理して言うならば、法人と個人との負担均衡の原理の上に算入されておる。したがつて、法人と個人との負

担の均衡をはかるという観念からこういう制度が設けられたと見るべきではないか。他人の労働の

対価として支払ったものは経費として損金算入を認められておるが、家族従業者についてはそこに若干の不明確さがあるので、最高限度額を法定し

たものと見るべきである。だから、整理して言うならば、法人と個人との負担均衡の原理の上に算入されておる。したがつて、法人と個人との負

担の均衡をはかるという観念からこういう制度が設けられたと見るべきではないか。他人の労働の

対価として支払ったものは経費として損金算入を認められておるが、家族従業者についてはそこに若干の不明確さがあるので、最高限度額を法定し

勘案しながら支払いのマキシマムを設定した、こういうふうに判断すべきであると思うがいかがですか。

○塙崎政府委員 お尋ねは、なぜマキシマムをこういうふうに設定したか、こういう御趣旨かと思ひます。マキシマムは、これは私が最初に申し上げました、わが国の家族労働報酬の実態、さらによつた、納税者と税務署との間のトラブルを少なくするという意味からこのマキシマムができ上がつて、納税者と税務署との間の問題点を説明願いたいと思うのであります。

○春日委員 私は、あとで大臣に政策的に問題点を規定したいと思うのであります。では、すなわち二十歳未満の者と二十歳以上の者と三万円の格差がございましたね。ところが、今度はこれを一律にしてしまつた。この積極的な理由は何でございますか。

○塙崎政府委員 これまで二十歳という区分をしておりましたのは、春日委員御存じのように、私が最初申し上げました概略的な基準でございますけれども、二十歳程度を境にいたしまして家族労働報酬の金額は間違いがあるのであるというふうに考えておつたのでございます。しかし、今回これを改めましたのは、先ほど申しました、これは最高限でございます。青色申告者につきましては、二十四万円といふのは最高限でございますし、さらにまた扶養親族控除につきましても年齢区分をやめたことと同じように税務の簡素化をはかりたい、こういう趣旨でございます。

○春日委員 だから、最高限といふのは一人当たり二十四万円ということでございまして、家族専従者が三名あれば三名、五名あれば五名、こういふことであります。

○塙崎政府委員 家族間の雇用契約というものが不明確である、幾ら払つておるかということに対してもなかなか立証しがたい、こういう立場から、その立場をも含めてこのマキシマムが設定されておる

と思うでござります。その理論については、われわれはそのマキシマムがはなはだ低いので、したがつて、これは十八歳以上二十歳までの者も二十歳をこえる者も大体同じであるべきであるという所論を長らくやつてまいりました。ようやくわれわれの主張が今回実現を見たというわけですが、白であるのと青であるのとによってこのようざいます。一方、このような質疑応答を踏まえて私は大蔵大臣伺いたいと思うのでございま

すが、今回の制度の改革によりまして、青色申告は二十四万円に引き上げられた。できるだけその実費弁償が現実に即するようにこれを高めようという意味で高められてまいりたと思うでございます。かかるところ、この白色申告は青色申告に比べて九万円の格差があるわけでござります。

言つたならば、いままでは白色申告は十二万円であつたものが、二十歳未満については十五万円、十八歳未満については十八万円ということだから、三万円と六万円の差しかなかつたものであります。が、今度は一律に九万円の格差といふものがあらわれてまつたのですね。由来、この専従者控除というものを制度として設定した趣旨といふものは、一つには、これは法人と個人との間の税負担の不均衡を是正しようという目的もあるし、あるいは中小企業所得者の負担の軽減をはかるうといふような意図もあるし、それから、事実上家族相手といふものについても、これもなかなか立証しがたいという面等もあつて、おのずからそこにマキシマムが設定されその調整がなされてまいつておるわけであります。これらの三つの要件は、白色申告と青色申告との間にこのよくな大きな格差を設定しなければならぬという積極的理由は発見し得ないと私は思う。すべからくこれは同一になすべきである。法人と個人との間の負担の均衡であるならば、そのような計算になります。

○春日委員 だから、最高限といふのは一人当

ら、支払いの事実関係の実証について、その不確さについては同じことである。同様のものが、白であるのと青であるのとによってこのようないかであります。この大きな開きがあるということは、これは徵稅理論を長らくやつてまいりました。ようやくその意味では、帳簿をつけなくとも、専従者の要件とそれが、白であるのと青であるのとによってこのようないかであります。一方、このようないかであります。専従の仕組みが相当違つておることは御指摘のとおりでございます。このことはなぜかと申しますと、私どもの考え方では、やはり青色申告者は、青色申告者と白色申告者によりまして、専従者控除の仕組みが相当違つておることは御指摘のとおりでございます。このことはなぜかと申しますと、私どもの考え方では、やはり青色申告者は、現在の税法のとでは、企業と家計は分離したものが、個人企業形態ではございますが、法人企業形態まで至らないものにつきましても、企業と家計は分離したものである、これが第一点であります。したがいまして、その報酬を支払つたならば、その支払い金額は明瞭に家計から分離されてついでいる、こういう前提に立つております。したがいまして、仕組みは、この二十四万円といふのは最高限でございまして、給与を支払う、たとえば十八万円でもいい、十七万円でもいい、十五万円でもいいという考え方方に立つております。そこは企業形態を認識しておりますのでござりますから、家族労働の報酬を青色事業者は事業主の立場で判断できる、こういった立場でございます。

それから第二に、この青色申告は中小企業者には相当利用できる制度でございます。簡易帳簿もございまして利用ができる、したがつて中小企業者は青色になれる、そういうふうに考えております。一方、白色申告者は、御存じのように、農業所得者を対象として私どもはその仕組みを考えております。農業所得者は、御存じのように、帳簿をつけることになじまないもの、企業と家計として、資格、条件上何らの差異はない。それか

うものが分離できないものという前提が私どもは強く考えられるのでございまして、そういった意味では、帳簿をつけなくとも、専従者の要件とそれが、白であるのと青であるのとによってこのようないかであります。この大きな開きがあるということは、これは徵稅理論上で一定限度の、たとえば労働時間、そういう簡単な外形事情から判断いたしまして家族労働報酬を概括的に引こう、こういう趣旨でございますから、十二万円は、たとえ十二万円支払わなくては十二万円を引く、今回これを十五万円といたしましたのは、そういう趣旨ででき上がつておるでございまして、さらにまた、この専従者控除は、白色者につきましては、いま申し上げましたように農業所得者を頭に置いておりますので、農業において立証される他人労働、農村労働における支払い賃金を主軸として考えております。中小企業はできる限り青色申告者になつていただく、そうしてまた、青色申告者の最高限度ではあります、二十四万円の専従者控除を利用していくだから、か、かように考えております。

○春日委員 ただいまの御答弁によると、このようないかであります。専従者控除の恩典、恩恵というものを特に青色に高めておくことによって、白色を青色化せめることによる指導的効果といいますか、えさでつると申しますが、こういうような意味がひそめられておるよう私は承りますが、とにかく現実の問題として白色申告という農業者以外の納税者は相当あるでございましょう。いかがですか。

○塙崎政府委員 青色申告の普及状況につきましては、先般国税庁の次長から御説明がございましたが、約四五%, 営業者についてござりますが、それはだんだんと率は高くなつております。一方、農業者について見ますと、青色申告者は三五%くらいしかない、こういう実情でござります。一方、農業者について見ますと、青色申告は三五%くらいしかない、こういう実情でござります。一方、農業者について見ますと、青色申告は三五%くらいしかない、こういう実情でござります。一方、農業者について見ますと、青色申告は三五%くらいしかない、こういう実情でござります。

○春日委員 いずれにしても、四七%のものが白

ば、残されたものは白、四七%という多数のものが白色である。だとすれば、このような専従者控除という制度が政策的に必要とされ、制度化されておるという根源の理念にさかのぼって判断をすれば、これは幾会均等、同じものであつていいと思う。問題は能力の限界だと思う。われわれは、その点を高い政治的立場に立つてものごとを判断せなければならぬのでありますするが、すでに青色申告の制度が制度化せられてからこれが残存してまいた実績は認めなければなりませんけれども、相当の年月をかけてもなおかつ青色化することのできないといふものは、もう能力が非常に乏しいものであると判断をすべきであらうと思う。何といわれたつて、税金が重かるうと軽かるうと、そんなものはできないんだ、どんぶり勘定でやるしかないんだ、こういう人々が現在の徵稅行政に対応し得る納稅者の実態ではないかと思うのです。だとすれば、制度といふものは、青色申告にせしめるために稅法があるわけじゃないのですよ。負担均衡の原則、応能、たとえば、担稅力ある者には強く、担稅力なき者には薄く、こういう立場から制度が編まれておるのでござりまするから、いよいよもつて、担稅力の乏しき者に対するは、稅法はやはり担稅力乏しき者、能力乏しき者に対するは、法律のフェーバーは最高限度に適用されてしまうのである、極言するならば、青色申告にもちあつて、担稅力の乏しき者に対するは、私は、どうもあたのおつしやるようないいかなと思うのですよ。だから、本質は何であるかといいますると、冒頭申し上げたように、これは負担均衡の原則があるではないか、中小企業に対する保護政策が含蓄されておるではないか、こ

のようない一本の柱の上に立つて判断すれば、白も青も同じように二十四万円にされてしかるべき問題であると思うのです。この問題は、私がいまここに唐突にこれまで意見述べておるわけではありません。これは業界あるいは徵稅学者の間においても少なからず強調されておる理論でもあるわけなんです。政治家として大臣は、このような問題点についてどうい判断をされますか。

○福田(赳)國務大臣 専従者控除の根本趣旨は、あなたのおつしやるようなことと思うのです。

しかし、それを具現するやり方が、これは青色と白色と違つておる、こういうところを問題にされておるようになりますが、これは制度のたまえがそういうふうに自然になつてしまふのです。つまり、青色でいいますれば、これは限度を

つきめているのですから、その限度内において實際幾ら払つたか、こうしたことなんで、これは青色でいえば、ほんとうは限度を設けないで、そして現実に支払いをする、そういう額を採用すべしといふ議論もあるくらいなんです。そうするという議論も立つわけなんです。ところが、實際問題と

して、家族労働者だと判定困難だといふので、稅務署と個人との間のトラブルをなくそう、こういふことから限度といふもの引いておる、こういふことなんですね。ところが、白色のよう、現実に幾ら支払うのか、これはもう帳面があるわけじやないのですから、全然わからぬ。これは天

下りといふか、ある一定のところでやらなければならぬ、こういうことになるわけでありまして、したがいまして、どうもあなたのつしやるようなると、今度は青色に不利になつちやうのです。

青色のはうはその限度内において實際の支払った額、それを採用する、こういふことになりますの

で、これはもうあなたのお話を實際化しようと思ふが、はたしてその経費がかかつておるかどうかも立証できないから、實際は最高限度をこの限度

に押えていこうという二十四万円の設定であるから、そのような意味において、その所得を得るために必要な経費というものが法人では見られておれない。一方的に言うたものを取り上げていく

しか現実の問題としてないではございませんか。そういうような親子関係で、給料が幾ら払われるか、それがどういふか、あるいは、この立場から、親とその子供ぐらいのもの

つまり月二万円ではどうも過ぎる、そういう議論なら議論として私はわかります。しかし、最高限度額である二十四万円と、そうじやない一律に

三十歳、三十五歳の働き盛りの者であつてとにかくこの程度までは払つたものとみなすということで、事實上月給二万円までとみなすということで、事實上月給二万円までとみなすということで、事實上月給二万円までとみなすといふことになつていて、ございましょう。實際の社会通念上、サラリーの現実といふものは相当の年齢の者、二十歳を過ぎた者が二万円かれこれ

の給与といふことはあり得ないけれども、実際に支払われた額を支弁せしめるというのであるならば、これは法人のほうと同じことになつてやうのだが、法人成りにしないで、個人の形でそ

のよう負担均衡をはかつていいこうということであるならば、払つたか払わぬかわからぬし、家族從業員はその他にも便宜を受けられる面もあるから

ということで、いろいろな要素がからみ合つて、実際の経済社会では、うんと、三万円も三万五千円も支払われておるもの二万円に押えておこう、こういうことを十分念頭に置いて判断をするならば、白色においての最高限度額といふものも、これ

は私は青色を念頭に置かないで、經濟社会において支払われておるその通常のサラリーといふものを念頭に置いて判断をすべきものであると思うのです。そういう意味だから、私は何らかのハンディをつくらなければならぬとしても、今までのハンディは三万円と六万円であったものが、一躍こ

こに大きく間隔を置くに至つたわけです。九万円という形になつてきただけですね。一方、徵稅理論をなす者たちの研究によれば、これは理論的に一緒に逆行して、断層を大きくするということ

は、私は非常に矛盾撞着が大きくなつてあらわれてきたものではないかと思うが、この点どうなんですか。最高限度といふものは、實際社会で払われる、うんと高いものであればよろしい。ところが、實際に二万円といえば、いま二万円くらいの実質給与なんといふもの、月給なんかありはしません。實際問題として二十歳を過ぎた者、あるいは三十歳、三十五歳の働き盛りの者であつてとにかくこの程度までは払つたものとみなすということで、事實上月給二万円までとみなすといふことになつていて、ございましょう。實際の社会通念上、サラリーの現実といふものは相当の年齢の者、二十歳を過ぎた者が二万円かれこれの給与といふことはあり得ないけれども、実際に支払われた額を支弁せしめるというのであるならば、これは法人のほうと同じことになつてやうのだが、法人成りにしないで、個人の形でそ

のよう負担均衡をはかつていいこうといふことであるならば、払つたか払わぬかわからぬし、家族從業員はその他にも便宜を受けられる面もあるから

ということで、いろいろな要素がからみ合つて、実際の経済社会では、うんと、三万円も三万五千円も支払われておるもの二万円に押えておこう、こういうことを十分念頭に置いて判断をするならば、白色においての最高限度額といふものも、これ

は私は青色を念頭に置かないで、經濟社会において支払われておるその通常のサラリーといふものを念頭に置いて判断をすべきものであると思うのです。そういう意味だから、私は何らかのハンディをつくらなければならぬとしても、今までのハンディは三万円と六万円であったものが、一躍こ

こに大きく間隔を置くに至つたわけです。九万円という形になつてきただけですね。一方、徵稅理論をなす者たちの研究によれば、これは理論的に一緒に逆行して、断層を大きくする

ということが設定してある。だから、その立場に立つて、白色と青色とをどうするかという判断を求めていけば、こんなものは同じであつていいのではないか、こういうことになるじゃないですか。これは主税局長の答弁を求めてよろしいが、私は、この点は大臣がもう少し実態に即してぼくの質問をそしゃくされて御答弁にならぬと、いつまでたつてもこれは解決がつかぬ問題だと思うし、ぼくは思いつきで言っておるのじゃない。これはひとつ徴税学者たちの意見を根拠に——全部の意見がそうだとは言わないけれども、そうして、多くの中小企業者の要望もそこにあるので申しておる。このような中にあって、やはりその気になつて判断をすると、拒絶的気がまえの上で答弁するのではだいぶ違うと思う。こういう問題は非常にアロー・アンスのある問題ですから……。

○塙崎政府委員 ただいま私も申し上げましたように、この制度は現在のわが国の中小企業あるいは農業の実態に立つて、企業と家計が完全に分離し、さらにまた、その分離のもとにおきまして、家族労働に対しまして適正なる報酬が支払われる慣習がつきますれば、あるいは春日委員のおっしゃるようなことが私はでき上がると思うのですが、しかし、ドイツなどの例を見てみると、家族労働報酬がはたして適正であるかどうか、自分の事業主に帰属する利益が、子供に相続税の目をかすめて入つてゐるのではないかというような判例がわめて多く出でておるのが実情でございます。私は現在の制度は完ぺきだと思いませんし、青色と白色の区別があること自体、決していい制度であるとは思いませんけれども、いまの現状において、これはやはり現状に適した制度ではないかと思うのでございます。青色申告者に対しまして二十四万円となって、その低さがまだ訴えられ、完全給与制度の声はあるのでございます。しながら、家事労働をしながら、同事に店の手伝いをするのだからということで、十八歳未満の差が二割

する配偶者等につきまして、はたしてこれがどの程度引かるべきかどうか、盛んにいろいろな面から批判もござります。ことに、配偶者控除は、いつも議論になっておりますけれども、家事労働しか扱わない給与所得者の配偶者は十三万円であるところが、家事労働の合い間手伝う中小企業者の奥さんは——そこまで労働の認定がまさしく良心的にいきますればいいかもしれません、二十四万円までいき得る。このあたりに私は税務のいまの現状においてなかなかむずかしさがあるあり、そとかといって、これを全く扶養親族並みに、和昭二十五年以前のように扱うことも現状ではむずかしい、ことに農業後継者等の問題もたくさんございます。そんなようなことを考えますと、春日委員の言われる家計と企業を分離するようない道ではないか、これはなかなかむずかしいのでございますが、これはひとつ別途の方向で、やはり同じような帳簿をつけようなど、青色を簡素化して、全般的に青色になつていただくのが中小企業としていただく、そして、青色と白色の区別をなくする方向に税制を持っていきたい、こんなふうに考えております。

○春日委員 私はもう少し問題の力点を変えてお伺いをいたしますが、その観念で今までやられてきたと思う。ところが、二十歳未満の場合、いままで青が十五万円であった、白が十二万円であった。その差額は、白の立場からすると二割五分の差です。差が二割五分でしかなかった。ところが、今度の十五万円から二十四万円になったということになるのですね。これは、六割の差といふことになるのですね。これは現実の問題として刮目すべき事柄である。青と白とは似たような立場であつて、同じような実態なだけでも、ただ帳簿のつけぐあいによって違

する配偶者等につきまして、はたしてこれがどの割の開きが二十歳までの場合はあらわれてきた。特に家族専従という形になれば、私は未成年の者が多からうと思う。一人前の者になれば世帯を構成する度合いの多い面において、今まで青白の関係では二割五分の差が今回六割の差を生ずるに至った。こんなに大きな開きをつけなければならぬという積極的な理由が政策的に私はどうしても理解できません。この点どう思いますか。

○福田(赳)国務大臣 主税局長に答弁いたさせます。

○塙崎政府委員 いま青色申告者につきまして完全給与化の運動があることは御存じのとおりでござります。したがつて、青色申告者の立場から申しますれば、まず限度を置くことと自体がいけない、いかがで、青色申告者も同じような帳簿をつけようなど、青色を簡素化して、全般的に青色になつていただくのが中小企業としていただく、そして、青色と白色の区別をなくする方向に税制を持っていきたい、こんなふうに考えております。

○春日委員 私はもう少し問題の力点を変えてお伺いをいたしますが、その観念で今までやられてきたと思う。ところが、二十歳未満の場合、いままで青が十五万円であった、白が十二万円であった。その差額は、白の立場からすると二割五分の差です。差が二割五分でしかなかった。ところが、今度の十五万円から二十四万円になつたということになるのですね。これは、六割の差といふことになるのですね。これは現実の問題として刮目すべき事柄である。青と白とは似たような立場であつて、同じような実態なだけでも、ただ帳簿のつけぐあいによって違

する配偶者等につきまして、はたしてこれがどの割の開きが二十歳までの場合はあらわれてきた。特に家族専従という形になれば、私は未成年の者が多からうと思う。一人前の者になれば世帯を構成する度合いの多い面において、今まで青白の関係では二割五分の差が今回六割の差を生ずるに至った。こんなに大きな開きをつけなければならぬという積極的な理由が政策的に私はどうしても理解できません。この点どう思いますか。

○春日委員 一体、農業所得の、その所得税といふのはどのくらいあるのです。

○塙崎政府委員 農業所得は、現行法で課税額といたしまして二十億七千九百万円でございます。その他の事業者は二百四十四億四千三百万円でございます。改正後といたしましては十五億四千万円になる見込みでございます。

○春日委員 それでは、その二十億円に見合う農業所得以外の所得はどのくらいです、二十億円の対象になる事業所得は。

○塙崎政府委員 営業所得者の税額は五百九億六千四百万円でございます。その他の事業者は二百二十八億四千三百万円、これは現行法でございますが、これだけの税額がございます。

○春日委員 だから、この白色の制度といふものの大半のものが農業所得者だと思う。そこに基礎を置いて制度を考えるということは、私は適当でないと思う。実際問題として、わずか二十億円のものじゃありませんか。だからこの際、時間もこんなふうに詰まつておりますから、これはもうローレンかでなしに、ほんとうに政策的な立場、根源にさかのぼって大臣に御考慮願いたいことは、この専従者控除というものが制度として制定されたおる趣旨を忘れてはならないということなんですね。だから、この法人との負担の権衡、中小企業政策がそこにありとすることが主たる趣旨でありまするならば、青も白も同じ資格条件を持つておるものであつて、ことにその場合、白なるものは記帳の能力のない者である。しさえすればこれだ

けの恩典が受けられるのに、なおそのことを知りながらなし得てないということは、その者自身の能力というものを判断すべきであると思う。能力のない者に重く、能力のある者に軽くといふことは、やはり理論としてぴったりこないと思う。

私の論述は、少なくとも徵稅理論の上からいつて正確でないかも知れないけれども、政策的にはこういうことが言えると思う。青色申告記帳もできないような者は、家庭の中ににおいてもそういう能効者がない。また、そういう帳簿係を雇うこともできないというようなことで、実に衰れなことだろうと思う。そういう者に対して不利益を与えていくのは、一体どこが悪いのか。しかも、その二十四万円の設定というものは、現実に支払われておるものよりもはるかに下に押さえられておる。なぜか。それはほんとうに払ったか払わぬかわからぬから、立証ができないから下に押さえられておる。うんと下へ押えたならば、おそらくはうそを言ったところで効果がないところが一つのきめ手になされておる。だとすれば、白の諸君だって、こんなに二十四万円まで見たからといって、それが一体どうなるのでありますか。理論がそこで何かくずれてきたらする心配は断じてないと私は思う。だから、この問題については、時間もこんな状態でござりますから、大臣において、もう少しこの中小企業政策のデリカシーをあなたが……。
(発言する者あり) 実際問題として、いいことはここでこなしていこうということで、従来、伝統的に大蔵委員会は、幾つかの税制の改善、改革の実をおさめてきたと思うのです。だからこの理論も、私がいまここで唐突に思つていて言う理論ならば、未そしやくな理論として、いまのような原始的な答弁、在來の既成観念に基づいた答弁が繰り返されてもいいと私は思うけれども、これはすでに何回か年月をかけて論じられてきたことである。そうして、いままでだつて、制度に格差があつたのだから、格差をなくしようと言つておるものを、「二割五分の格差から六割まで格差を広げてしまう」というようなことは——まさに異様

なことをなくしようとおものを大きくするなんて、そんな意地の悪い仕打ちがありますか。そういう意味で、ひとつ大蔵大臣もこれは過去のいろいろな記録や主張や学者の意見も聞かれて、あなたの心にやはりこたえるところがあつた

ら、真剣に将来の制度改革としてこの問題を検討してほしいと思うが、御所見いかがですか。

○福田(赴)國務大臣 この制度がある根源は、あなたのおっしゃるとおりなんですが、しかし、その適用の対象が、ちゃんと帳面をつけているところと、どんぶりのところと、こういう違いがあるのです。これを技術的にどうするかというと、一方においては最高限制でいく、一方においては一律主義でいく、こういう違いになって出てくるわけなんです。しかし、そういう制度が実態を見てどうだ、こういう問題はあらうかと思ひますが、そういうことから、なお今後の検討問題としてよく考えてみる、かようないたします。

○春日委員 それでは、考えてみると、事業所得者といふ白色申告者がたくさんあるのであるから、事業所得者の白色申告と事業所得者の青色申告との均衡の上において、この問題は再検討がなされることがきわめて望ましいと思ひますから、ひととせひ御考慮を願いたい。これら、この点については十分御検討を願いたい。なお私は、二点ばかりお伺いをし、要請をいたしたいと思いますけれども、時間がこんな状態でござりますから、この問題は、法案が上がった後に聞いても、今後の税制改革の問題点として、後日の時期を選んで質問をすることにいたしまして、本日は、この時点で私の質問を終わることにいたします。

○三池委員長 次会は、来たる二十二日午前十時より理事会、十時十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時三十九分散会

昭和四十一年三月二十五日印刷

昭和四十一年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局